

民 営 学 校 と 公 立 学 校

—中国の普通教育の普及過程について—

竹 内 常 一
宮 坂 哲 文

は し が き

I 民営学校による教育建設

1. 老解放区における教育
2. 東北・華北解放区における中等教育の正規化
3. 東北区と華北区における小学教育政策の2つの傾向

は し が き

中国の小学校教育の学令児童数は1億人をこえ、しかも年ごとの人口増加は1,000万～1,500万人である。この膨大な数にのぼる学令児童のすべてに小学校教育を普及するという事は、きわめて困難な事業である。

そのうえ、中華人民共和国が国民党政府からひきついだ教育建設事業は、ほとんど発展していなかった。1936年の国民党政府による小学教育の普及率は20%にもみたなかった。学令児童の就学率は低かっただけではなく、在生も上級学年に進学するにつれて退学した。たとえば、1933年の河北省の小学では、第6学年の生徒数は総生徒数の2.1%しかしめていなかった。

さらに、全人口の8割をしめる農民は貧困と文盲のなかに閉ざされたままであった。また、農村ではほとんど公立小学・中学が設置されなかった。しかも、教師となる資格をもっている知識人はわずか全人口の1%をしめるだけであった。そのうえ、長期にわたった中日戦争と解放戦争は既設の学校さえも破壊した。

その他もろもろの諸要因が、困難な教育建設をさらに困難なものにしていた。1949年10月に中華人民共和国が建国されてからも、教育建設は遅々

II 民営学校による正規化思想の克服

1. 正規公立学校制度の成立とその欠陥
2. 民営小学による正規化思想の克服
3. 「戴帽子」中学の発展の民営職業中学の発生

あとがき

として進まず、1953～1956年当時、小学教育の普及率は60%をなかなかこえることができなかった。1956年に工業、農業の社会主義改造がほぼ完成されて以来、普及率は飛躍的に上昇し、1958年の人民公社の出現とともに小学教育の普及はほぼ完成された。

中華人民共和国の教育建設は、いわゆる公立学校だけによっておこなわれたのではない。中国の教育建設は公立学校と民営学校によって遂行された。民営学校とは私立学校と本質的に異なる学校経営によるものであり、それは大衆団体が自発的に経営する学校である。民営学校の萌芽的な形態は、解放前において、下層階級、主として中農・貧農階級が、中国農村の伝統的な集資方法にもとづいて経営した寺小屋のような学校組織である。

「老解放区」(抗日戦争当時の中共ソヴェト地区)はこの寺小屋組織に注目し、それを継承し、発展させて、郷村の大衆組織が経営する学校、つまり民営学校によって小学教育を普及した。それ以来、民営学校は、経営主体である大衆組織の社会主義化とともに発展し、1958年には全小学の約半数を占めている。公立学校も民営学校も大衆組織が、学校経営、学校管理、教育計画、教育活動の分野にわたって、学校教育に参加し、それを方向づける学校教育としては同質のものであるが、民

営学校は民営公助の学校であり、公立学校は公営民助の学校であった。その差異は、どちらが学校の教育経営を主導しているかという点にかかっている。

しかし、大衆の学校経営への参加、民営学校方式による教育建設が否定された時期があった。それは、近代公教育の原理を中国教育に機械的に導入し、公立学校方式だけによって教育を建設しようとした「正規化思想」が教育行政部門に浸透したからである。そのために、公立学校の教育は、大衆の教育要求から遊離し、生産労働、政治、実際と結びつかなかった。

公立学校は、国家が経営している学校であるが、中国の公立学校は、近代国家の公民を養成することを企図とした近代公教育の公立学校とは異なるものである。中国の公立学校は、全人民的所有の国家経済にその財政的基礎をもつ学校であり、したがって、全人民的所有の経済にたつ国家が、人民の教育を受ける権利を保証するために経営する学校である。したがって、中国の公立学校とその教育行政機関は、すべての国家機関と同様、「人民大衆に依拠し、つねに大衆との密接なつながりを保ち、大衆の意見をきき、大衆の監督を受けなければならない¹⁾。」という大衆路線にもとづく公立学校とその教育行政機関である。

したがって、民営学校も公立学校も本質的には、大衆のなかからエネルギーをひきだし大衆のなかへかえしていく大衆路線の学校である。しかし、二つの学校方式は、実際的には矛盾し合い、葛藤しあって教育を普及していった。とくに、老解放区時代から、農業生産協同組合が経営する民営学校があらわれた1956年まで、民営学校の経営主体である大衆組織は弱体であった。そのために、民営学校はその経営の不安定さを、たえず正規化思想にたつ教育行政部門に指摘されて、民営学校は公立学校に合併されていった。しかし、減租減息運動²⁾、土地改革運動、協同組合運動が農民大衆に広がる時、かならず教育を要求する農民大衆は自発的に学校を経営していったため、民営学校は教育の普及に積極的な役割を果たした。

それにもかかわらず、正規化思想派は、1951年～1955年当時、公立学校だけを中国の正規の学校であるとして、民営学校を積極的に育成せず、それを抑圧して、長期にわたって教育の普及を遅滞させた。この正規学制化の過程で、公立学校と民営学校とは、ときには原理的にも対立する二つの学校形式として矛盾しあった。

ところが、1956～1958年にかけて農業生産協同組合と人民公社が民営学校を経営しはじめるにつれて、民営学校が強化され、他方では公立学校を支配した正規化思想が、民営と公立の矛盾の発展過程をつうじて克服されていったので、1958年になってはじめて両者が本質的に同一である正規学校として認められた。そして、そのうえにたって、はじめて中国の正規学制の本格的な検討がなされるようになった。

本論は、民営学校と公立学校の矛盾の発展過程を、1940年当時の老解放区の時代から、第1次5ヶ年計画終了の1957年までの約20年の経過をたどることによって、中国の教育建設の原則が探求され、確立されていく過程をあきらかにすることを意図している。

I 民営学校による教育建設

1. 老解放区の教育

1934年、中共は、その根拠地を四川省から陝西省にわたる西北地域に移し、国民党政府とも協力しあう民族統一戦線を結集して、強力に抗日戦争を展開した。この地域が、現在「老解放区」とよばれている地域である。

1938年下半年、抗日戦争の情勢が退却から持久戦の段階に移るにつれて、解放区の建設が重要な課題となった。教育も、生産拡大、減租減息などとともに、抗日戦争に勝利をもたらす基礎的な工作として重視された。この時期に提案された文化教育政策はつぎのようにのべている。

「第一、学制を改革し、急に要求されもしなければ、必要ともしない過程を廃止し、管理制度をあらため、戦時の必要とする過程を教授すること

1) 「中華人民共和国憲法」第17条

2) 減息減息運動とは、小作料を2割5分引下げと農村高利貸の金利引下げを地主にたいして要求した運動である。

によって学生の積極性を発揚することを原則とする。第二、各種の幹部学校を創設拡張、増加して、大量の抗日幹部を養成する。第三、民衆教育を広く発展させ、各種の補習学校、識字運動、演劇運動、歌唱運動、体育運動を組織し、敵軍の前方、後方において各種の地方通俗新聞を創刊し、人民の民族文化と民族意識を高める。第四、義務の小学教育を開き、民族精神で新世代を教育する¹⁾。」

ところが、旧教育を改革し、初等教育を普及するにさいして、教育政策は近代公教育の義務の免費教育という公式を導入し、とくに農民大衆の要求に一致しない教育制度、教育内容を公立学校にもちこんだ。

1940年の^{しんさつ}晉察冀辺区の施政綱領は、「国民の文化水準と民族覚醒を向上させる目的のもとに、普及、義務、免費の教育を施行し、学校教育を健全ならしめる。少なくとも一行政村に一初級小学、各行政区に完全小学²⁾あるいは高級小学を設け、各専区には一中学を設ける。高級小学および中学には半労半学生を収容し、また大学および専門教育を改善する³⁾。」としている。教育の普及、義務、免費をうたったこの政策を実現するためには、学校の設立を公立学校として、つまり国庫負担でおこなわねばならなかった。教科にかんしても、国語、算術、常識（自然、社会、衛生などを含む）、美術、工作、音楽、体育などが採用された。また、^{けいかん}陝甘寧辺区ではローマ字体の新文字教育が導入された。

これらの政策の理想は高かった。しかし教育の現実はどうであったか。まず解放区の経済は免費義務教育の普及を許すほど豊かではなかった。したがって、分散している農村ごとに公立学校を設立することは実際には不可能であった。そこで、学校の設立には、従来の農村の公立学校、民営学校を一枝に合併し、教育を質的に高めるという目標のもとに学年別に学級を編成し、学年別の教育課程のもとに授業を進める方法が採用された。なぜならば、分散している農村に設けられていた従来の公立、民営の学校は、人数の少い単級学校で

あったからである。この新しい学校設立は、たとえば10校の初級小学を廃止して一校の完全小学に集中したり、人数が20人から30人にみたなければ学校開設を認可しないなどといった政策によって実施されていった。

学年令、学級、授業時間、休暇期間の画一性を要求した公立学校は、当時の農民の生活に一致する学校ではなかった。当時の農民は子どもの労働力を不可欠なものとしていたし、正規の学校に子どもを在学させるほど生活が豊かではなかった。ところが、農民が正規の学校に子どもを在学させるためには、子どもに遠い距離を歩かせて登校させなければならぬというのに、一日じゅう学校に子どもを出席させていなければならなかった。さらに、子どもに食糧をもたせて学校に寄宿させなければ、学校に子どもを在学させることができなかった。このために農民は子どもを学校に送らなくなり、公立学校を拒みはじめた。これにたいして教育関係者たちは、義務教育をたてにして、強迫、処罰、評議などの方法で子どもの入学を強要した。

新しい教育内容、教科も農民の生活とは一致しない、あまりにも新しいものであった。農民は美術、体育、新文字教育などはもちろん、生活に必要なでない抽象的な自然科学の知識などさえも学習内容とは認めなかった。このために生徒たちさえも退学を要求するといった現象が各地におこった。このように、旧中国の文化教育を改造しようと欲するあまりに、完成された近代公教育の形式と内容を導入し、それで事なれりとする施政の傾向は、当時の農民の生活現実とはまったく一致しなかった。しかも、この施政は、当時すでに存在していた民営小学を軽視し、圧迫し、それを援助しなかったことはいうまでもない*。

* このような大衆的観点をまったくもたない傾向、すなわち中国で「教条主義」「主観主義」とよばれている傾向は、当時の中心工作であった生産向上運動、抗日戦争、減租減息運動などの大衆工作をおおっていた。しかし、これらの傾向は、一般的には生産向上運動と整風運動をとおして克服

1) 「中国近代現代教育史」1957年度北京師範大学教科書、日本版第一巻 p.188

2) 初級小学4年、高級小学2年、完全小学は両者をもつ学校を意味する。

3) 同上「中国近代現代教育史」p.198

されていった。

老解放区は中国のなかでもとりわけ生産性の低い、後進農業地域であるうえに、日本軍と国民党軍の双方から経済封鎖を受けていたために、すべてについて自給自足の経済建設をしなければならなかったほど、ひどい経済的危機においこまれていた。1939年、全辺区生産動員大会がひらかれ、全辺区はあげて生産活動に全力を集中するという方針が決定され、農民、労働者はもちろん軍隊、党組織、学校も荒蕪地の開拓、食糧生産などに全力を傾中した。その結果、生産力はいちじるしく増大した。たとえば、陝甘寧辺区では、耕地面積が1935年にくらべて1942年には25倍も増加し、開墾地も1939年から1942年の4年間に240万畝（16万町）も増加した。生産運動と同時に、減租減息運動が貧農、中農のあいだに広汎に起り、貧農・中農の生活水準を高めた。これらは農村における階級関係に変化をもたらし、労働力の再編成がおこなわれて、協同耕作隊、農業互助組などの大衆集団が確立されていった。

生産運動が展開された1939年上半期に、劉少奇は「民衆を組織するうえでのいくつかの基本的原則」(邦訳:「劉少奇著作集」第一巻所載)を発表し、抗戦中の民衆運動が広汎に展開しない原因を追求し、大衆工作が大衆運動に転化するための原則をつぎのようにたてた。民衆運動が広汎に展開しないその主要な原因は、「中国にはまだこれまで民主的な生活がなく、民衆運動の自由がなく、そのうえある一部のものはまだ民衆運動に統制と制限をくわえようとしているばかりか、民衆運動を圧迫し、おしつぶそうとさえしていた」ためであり、大衆工作と大衆運動が噛みあわなかったからである。大衆工作が大衆運動に転化するためには、「民衆とは人間の集りであって、思想をもち要求をもっている能動的な人間の集まりである。」という大衆観にたって大衆工作をすすめるなければならない。しかも大衆を組織化する原則は「1. 民衆の自発性をもとにして民衆を組織しなければならない。」「2. 民衆の要求のうえに組織しなければならない。」「3. 種々様々な方式をもって民衆を組織しなければならない。」という三つの原則である。大衆工作と大衆運動を結びつけるためには、「大衆の自願と要求」にもとづいて、「時と場所に応じた適当な方法をとる」という「多様性」の原則に従わなければならないとした。この劉少奇の組織方針は、のちに民営学校を組織する原則となった。

かくて、生産向上運動と大衆の組織化が広汎に展開されていった。そして、それらは大衆団体による学校の経営を客観的に可能にしていた。

幹部の思想と工作の誤りを正す総点検運動すなわち整風運動が一般的には教条主義的傾向を克服していった。さきあげた教育政策なども、この整風運動のなかで修正されていったのである。

では、このような背景のもとで、38年の文化教育政策の第三項の大衆教育はどのように展開されたか。大衆工作の一側面である宣伝、説得の教育としての、また大衆運動の一側面である大衆の自己教育としての大衆教育運動を発展させる方向について、毛沢東はつぎのように指示している。大衆教育は、「大衆の要求と自願に依存する」という原則にもとづいて、「民営公助」の学校を開設することによって展開されるべきであり、大衆教育とは「主として人民自身が自己を教育することによることである。政府は適当な指導と調整をはかり、可能なかぎり物質的な援助を与える。ただ政府だけによってなされることは、有限な財力でもって数校の学校を開設し、新聞と雑誌を発行することである。」「このような『民営』はけっして昔日の私立と同じではなく、それは大衆の組織によって経営され、しかも『公助』とは人民政権が政府の教育政策の実行を指導し、各種の困難の解決を援助することである¹⁾。」

このように指示された大衆教育は、当時の生産運動、減租減息運動のなかで確立されてきた協同耕作隊、農業互助組、「文化教育合作社」などの大衆組織によって展開され、民営学校は大衆組織による大衆集資によって経営された。民営学校が大衆の要求と自願にもとづいて開設されねばならないかぎり、民営学校の形式と内容は、当然、多様でなければならない。したがって、大衆教育における民営学校は、各種の冬期学校、各種の識字学校、各種の民衆学校として現われた。それらの学校は、文字を教え初歩的な算術と生活常識を教えた。その教材には、各地の生産活動、政治、経済、衛生などの中心運動に関係の深い内容がとりあげられた。学習方法としては、「なしたことで学ぶ」という経験的な学習方法と、「学んだことは教える」という集団的な学習方法（「小先生制」と

1) 前掲「中国近代現代教育史」P. 198

もよばれ、各自が学んだものを相互に教える方法)が採用された。また「作文教育法」とよばれる一種の綴方的方法が生みだされた。このようななかから、各地の生活活動に結びついた識字本や教科書が各地でつくられていった。

大衆教育はその形式と内容において多様ではあったが、大衆運動の発展につれて各郷村に学習運動が広汎に展開された。かくて、各郷村は教育的には1つの学習共同体を構成し、民営学校はこの学習共同体の集約的な、中心的な形態となった。当時、大衆教育の水準は小学教育の水準とほぼ等しかったために、民営学校は大人の教育と、婦人の教育を担当するうえ、子どもの教育をも担当していた。

このような大衆教育を背後にもつ民営学校は、1940年当時の公立学校といちじるしく相違している。まして、このような民営学校、民営小学を公立学校に合併したことなどは、大衆の自発的な教育運動の正しい指導ではなかった。それにもかかわらず、大衆教育は生産力の増加、生活水準の漸進的な向上、大衆の組織化とともに民営学校として発展し、公立学校の方針の修正を要求した。他方、整風運動は公立学校の方針の非大衆的性格を明らかにすることによって、公立学校の方針の修正を要求した。

その結果、1943年4月、陝甘寧政府は教育専門家および県長に「範例研究の奨めと民営小学試行にかんする指示」を発表し、また、1944年10月、晋察冀辺区行政委員会は「民営公助小学の研究と試行にかんする指示」を発表した。この2つの指示は、現在、中国の教育建設の古典的文献とされるほどの画期的な指示であった。

晋察冀の指示は従来の公立学校を批判して、「緊密な大衆の観点に欠乏し、すべての事柄にたいしてほとんど主観から出発し、大衆路線をとることを知らなかったために、教育内容はもちろん、教育方法、授業時間にさえも注意をはらわず、大衆の要求に適應しようとはしなかった。教育を普及するために、強迫、評議、処罰などの方法を採用し、旧型『正規化』と単純な財政的視点のために大量の不都合、不正規の学校を廃止し

た。」とのべている。ここで指摘されている単純な財政的視点とは、公立学校による正規学制の財政的な維持を政府予算によってのみはかろうとしたことをさしている。つまり、政府による免費の義務教育のことである。なお、旧型正規化の思想とは、従来、整備された近代公教育の形式と内容を導入して、都市において初等教育の4.2制の正規学制を実施しようとしていた国民党政府の教育普及の思想をさしている。

公立学校の教育内容については、陝甘寧辺区の指示はつぎのように批判している。「とくに、教育は辺区人民の実際の生活での経験をもって学生を教育せず、かえって農村に必要なではない課程を教育内容としている。その結果、学生は生産から遊離し、家庭から遊離し、学生が家にかえっても『うちのめんどろをみる』ことができない。完全小学を卒業すると労働を軽視し、農業にいそしみたくない気持が生れる。」「その影響の及ぶところは大衆の生産の発展をさまたげ、家庭を破壊し、当面の辺区の生産要求に矛盾する。このため多くの地方の大衆は子弟を入学させたがらず、教育を普及し文盲を消滅させようという仕事は大きな制限を受けている¹⁾」

このような教育が農民大衆の要求と一致し、学校が農民大衆に支持されるためには、どのような改革が加えられなければならないか。当時、このような課題を解決しようとしていたいくつかの実践を紹介しておこう。

ある教師は学校内外で生産小組を組織し、牛飼グループ、草刈グループ、かご編グループ、菜つみグループを編成した。その編成は子どもの家庭労働の状況を調査し、子どもと家庭の条件を考慮して慎重になされた。しかも、学校の授業はそれぞれのグループを学級とし、「なしたことで学ぶ」という経験的な学習方法を取り入れ、農業常識を実地にそくして教えた。また、ある学校では、国語、算数を生産活動と深い関係をもつ教材によって教え、それらを生産活動に役立つ実学的なものとした。教育内容にもあらたに帳簿、契約書、通行券、手紙の書き方、生産労働、社会活動についての作文、ソロバンの入れ方などを導入し、大衆

1) 邦訳、斎藤秋男著「新中国の教育建設」または、新島淳良著「中国の教育」所載。

にとってさしせまって必要でない系統的な自然科学の知識を教育内容から除いて、自然、衛生、政治についての常識課を設けた。教科書についても、公定教科書の一律的な採用を停止し、大衆がそれを用いたがらない場合は、従来の寺小屋課本を用いてもよいとした。しかも、教師が大衆とともにつくった教科書を学校内で採用してもよいものとした。その結果、大衆教育の識字課本が学校教育で採用され、またあらたに各地の生産労働や社会活動などを題材とする文章でみたまされた国語課本が各地に生みだされていった。寺小屋課本であった「百家姓」も、村人たちの姓名や、地方政府、党幹部、労働英雄などの姓名でみたまされて、古い形式にのっとりながらも新しい内容をもちこんだ「百家姓」がくつられた。また、課外活動を重視して、生徒を生産向上運動、民主選挙、衛生運動、減租減息運動に参加させたり、各種の文化娯楽活動にも参加させた。

こうした諸実践が農民大衆の支持を受けたのは、教育を生産労働、政治、実際と結びつけてこそ、旧型の正規学校教育を大衆化し、現実的なものたらしめることができたからである。当時においては、教育と生産労働の結合が中国教育のリアリズムであった。

指示は、このような諸実践が各地区において「学校と労働、社会、政府、家庭の結合」「生産と教育の結合」といった方針に総括されていることを指摘し、学校のあり方についてつぎのようにのべている。

こうした教育実践は、「われわれが大衆のことを考え、大衆のために計画し、大衆の要求にこたえるならば、われわれの学校はうまくやっていたり、大衆のほうでもかならずわれわれの学校を歓迎してくれるのだ¹⁾」ということを実に示している。ところが「われわれは学校をやるのは政府であるところえ、ほんとうに大衆の力を発揮させ、大衆の意志にもとづいて、大衆自身の学校を経営し、大衆によって学校の形式と内容を決定することを知らない。以前、ある地方では民営小学があったが、政府はつねに制限をくわえたり、

あるいはかつてにまかせて指導しなかった。いま、われわれは一大転換をして、大多数の、ひいてはすべての小学を地方大衆の手にゆだね、政府は物質上で援助をしてやり、方針上で指導を加えなければならない²⁾」。各村ごとに民営小学、小学識字班が設けられねばならない。また、もし従来の公立小学の民営化の要求が出され、しかも大衆にひきつぎ、経営する能力がある場合は、モデル小学をのぞいてすべての公立小学を民営に改めねばならない。

従来の公立学校の方針から民営公助学校の方針への一大転換は、教育を生産労働と結合し、旧教育を実学的な、大衆的なものにするためには、大衆が学校教育の経営と管理に参加しなければならなかったからである。民営学校の奨励は、公立学校によって教育を普及できないからなされたのではなくて、教育を本質的に改革するためになされたのである*。

* 老解放区における「教育と生産労働の結合」の方針は、1958年、文化革命、技術革命の方針のもとに提案された「教育と生産労働の結合」方針と同一の内容をもつものではない。すでに述べたように老解放区のそれは、旧教育を大衆的な、現実的なものに改造するために提案されたものであって、生産力の増大に不可欠な、全面的に発展した人間を養成することを企図したものではない。1958年のそれは、技術革命という課題のもとに、全面的に発展した労働者を養成することを主要な目的とし、その目的のもとに教育の改造がなされたものである。

老解放区のそれが全面的に発展した労働者の養成を直接的に企図しなかったからといって、老解放区のそれは、教育と生活の結合、または同一化ということと同じではない。1950年から1957年上半年期まで、一般に、老解放区のそれは生活教育、児童中心主義の教育としばしば混同されたために、老解放区のそれは少しも継承されず、生徒の生産労働、社会活動への参加は1957年まで否定された。

「解放区の教育はまだ完全なものではなかった。たとえば、当時、教育と生活の結合、学用一致がとめて奨励され、『児童教育は児童の生活を中心としなければならない。』（晋察冀辺区「教育陣地」創刊号）と宣伝されたが、しかし思想的

1) 同上

2) 同上

に、理論的に『児童中心主義』が批判されなかった。」(『中国近代現代教育史』p. 204) この評価は、直接には、老解放区の教育を児童中心主義であるとはしていないが、解放後の多くの文献は、思想上における児童中心主義と解放区の教育と生産労働の結合にもとづく生活教育を区別することができず、解放区の教育を総括し、教育と生産労働を結合する学校形式である民営学校を評価できないままに、解放後の公立学校にソヴェト教育学の教授法を形式的に導入するといった誤りをおかしたことが、1957年以後指摘されはじめている。

老解放区の教育と生産労働との結合の方針が旧教育の改造に果たした役割について、1949年5月に刊行された「小学教育の理論と実践」所載の無署名論文、「真に社会活動に参加してのみ、小学教育を適切に改新することができる」(発表年月不明)はつぎのようにのべている。

「小学教育の改新の基本問題はなにか。われわれは小学教育を大衆の生活闘争に密に関係づける問題であると考え。それはまたつぎのようにいってもよい。われわれの小学教育の改新は、大衆の生活闘争から遊離していた小学教育を、大衆の生活闘争に服務する小学教育に変革することである。学生の学ぶものを、真に大衆生活に有用なものとしなければならない。在学中の学生に『学用一致』『知行合一』を求めさせなければならない。……それでは、どのようにしたら教育を大衆の生活に密に関係づけ、小学教育に適切な改新をもたらすことができるか。当面の小学教育の現情からいえば、わたしの答えは、ただ真に社会活動に参加してこそ、はじめて小学教育を適切に改新することができるということである。」

「真に社会活動に参加することによって、小学教師ははじめて大衆の生活の実際的な要求を理解することができ、大衆の生活問題を解決する真実の知識を学ぶことができるのであって、そしてこの知識を学生に教えてはじめて適切に授業を改新でき、この知識でもって学生を教育する学校こそ、大衆に愛護され、支持され、学校の改新に大衆の助力を獲得することができるのである。……同時にまた学校は成人を教育することができ、まさに学校は農村文化の保塁の役割を發揮することができるのである。」

社会活動は「大衆の生活闘争にもとづいて、その具体的な任務を確定すべきであり、社会活動と教室学習の組織構成に注意し、教職員組合と教育行政部門が社会活動と地方の中心工作の統一に配慮すれば、社会活動は小学教育の中心的な環となることができる。」

この論文でいわれている「大衆の生活闘争」と

は当時の新民主主義的改造であり、「社会活動」とは教育と生産労働を結合する基本形式である。そして、このように教育と生産労働を典型的に結合した学校形式が民営学校である。このような老解放区の教育を児童中心的生活教育と混同することは明らかに誤りである。

学校が大衆によって経営されるようになるや、民営小学は、大衆教育における民営学校と同様、「大衆の要求と自願」の原則にもとづいて、「場所と時に応じた適当な方法をとる」「多様性」の原則にしたがって、開設された。教師たちは家庭を訪問して、いつ、そして何時間、授業をしてほしいか、何を教えてほしいかを父母から聞きこみ、それに応じて全日学級、半日学級、朝学級、昼学級、夜学級、隔日学級など実に多様な学級形式を採用し、都市小学と異なる授業時間を編成した。家庭労働のため学校に出席しない子どもを生産小組に組織した。生産小組がそれらの仕事を能率的に解決することによって、子どもたちが学校に出席できるようにした。また、学校に出席できない子どもを自学小組に組織して、教師と父兄の指導のもとに学校外で学習させるようにした。このように多様な学級から構成される学校は、主としてつぎの5つの学校形式に分けられる。

(1) 米脂の高家溝型——大衆の完全自営の学校である。学校の開設、経営、授業のすべてが、協同耕作隊からえられた5人の学校理事会によってなされている。教師には、村人のなかでも比較的に文字をよく知っている農民がえられれば、教師になった農民の畑は、協同耕作隊によって耕作されている。学級は全日学級と半日学級に分かれている。生徒は3Rsを一通り習熟すれば卒業する。学校は子どもの教育だけを受けもつのではなくて、新聞読書班や婦人識字班を組織して、村人全体の教育もした。また、学校は村政府と協同して、いろいろな行事をおこなった。

(2) 延安市の楊家湾型——大衆のなかの積極的な人たちの学校設立の提案と、政府の指導、援助によって実現された、民公合営の学校である。教師は政府によって推薦された知識人であった。一般に、これらの教師は整風運動や抗日戦争を経験して、あらたに教育の現場に動員された有能な知識人、兵士であった。したがって、この形式の学

支の教師は、子どもに喜ばれる教材を自分で創造し、学校教育と社会教育の枠をとりはらって、村人のなかの積極的な人たちとともに社会教育をひろめ、小学生とその父母をとおして全村に衛生運動をくりひろげた。

(3) 米脂の楊家湾型——貧農と傭農が自己を解放していく過程において、自分たちの学校を自力で設立した。この学校は識字を中心とするものであって、子どもも大人も婦人も包括して、朝学級、昼学級、夜学級に分れていた。

(4) 新型の巡回学校——1里ほど離れている村が協同して教師をやとい各村ごとに学級をつくって、教師に巡回させるといった学校形式である。教師は各村を巡回して授業し、生徒の家庭で食事をする。教師が巡回して来ないときは、各村で1人ずついる学校経営者と、生徒からえられた学習組長が自習を指導する。父母たちは、子どもが家庭からはなれることなく、食糧を持ちださないから、安心して子どもを学校に入学させた。

この形式の学校のなかでも、「一攬子小学」とよばれる巡回学校では、教師が子どもだけではなく、大人をも教育した。

(5) 旧型の巡回学校——新型の巡回学校では1日ないしは2日にはかならず教師が巡回してくるのに反して、巡回学校では、教師が10日から15日ぐらい旧型の生徒の家庭に順々とまわりながら幾人かを教え、それから全生徒を一軒の家にあつめる方法をとっている。

(6) 家庭学校

これらの学校形式のうちでも、とくに広く採用されたのは(1)から(4)までの学校形式である。なぜなら、これらの学校形式は、大衆教育のところでふれたように、子どものためだけの学校ではなくて、学習共同体としての郷村の集約的な、中心的な教育形態であったからである。学習共同体としての郷村は、他方では自己を社会主義化していく政治的、経済的な単位組織であり、とくに(3)の米脂の楊家湾型の学校が典型的に示しているように、民営学校の発展は大衆運動の発展と分ちがたく結びついていた。

これらの民営学校、民営小学は「学校理事会」

「学校管理委員会」とよばれる学校管理組織によって経営され、管理されていた。学校管理組織は、一般的には、各郷村の協同耕作隊、農業互助組、「文化教育合作社」などの大衆組織を背後にもっていた。学校管理組織は、学校財政を維持し、学校教育の管理を行う以外に、郷村全体に、すなわち、大衆組織内の村人にたいしても、未組織の村人にたいしても、大衆教育を展開し、民営学校、とくに民営小学の重要性を新しい村づくりとの関連のもとにおいて大衆に解明する工作をも展開し、学校管理組織を拡充するとともに、大衆の組織化を促進した。そのために、学校教師も学校管理組織の一員として、大衆教育の教師として、また大衆工作員として活動しなければならなかった。

初等教育の民営学校化、各地ごとの教育と生産労働の結合、学校教育と大衆教育、大衆工作との結合などの新方針は、当然、従来の公立学校教育行政の中央統一的な制度をあらためなければならなかった。学校教育の「身近かな直接指導はしだいに区長、郷長の責任指導に移さなければならない。今後、民営小学の検査は区長、郷長の行政活動の一部とし、県級の人民政府はそれを総括すべきである。そうすれば、民営小学ははじめてうまくすすめられるであろう。区郷の幹部がいまままで教育をほとんど問題にしたことがないといった現象は是正されなければならない¹⁾」。とされて、学校教育行政が地方分権化されていった。多くの民営学校では、学校管理組織の責任者が郷長であったり、校長職が郷長の義務職であったために、この地方分権化は実際的には教育行政権の一部を学校管理組織に移譲したこともあった。

しかし、教育行政の地方分権化は、他方では、集中的な指導によって補足されなければならなかった。「民営は公助ときりはなすことができない。自由放任にまかせて、そうすればわれわれの責任が軽くできると思ってはならない。反対に、われわれはいっそう指導を強化しなければならない²⁾」。として、県人民政府はいっそうの責任をとり、督促、検査、援助について恒常的に責任をとるとともに、各地の教育実践の交流をはかり、そ

1) 同上

れらを総括して教育実践の正しいあり方をたえず指示しなければならないとされた。

このように、老解放区の教育建設は公立学校方式から民営学校方式に転換することによって、教育建設に大衆路線を導入した。かくて、晋察冀辺区では小学教育の普及率が70%に達し、ある県では90%をうわまわった。老解放区から1957年までの時期において、「能動的な人間の集り」である大衆の力量が、民営学校方式をとおしてこれほどまでに発揮されたことは一度もなかった。老解放区の学校建設に匹敵しうるのは、1958年の人民公社による「社営小学」の発展だけである。それは、中共の支配が全国的になり、経済の中心が農村から都市に移るにつれて、大量の幹部を養成しなければならなくなり、そのために初等、中等、高等教育の正規学制の確立が重要な課題となりはじめたとき、民営学校方式を軽視し、否定し、公立学校方式だけで正規学制を確立しようとする「正規化思想」があらわれ、老解放区の教育建設を継承しようとしなかったからである。

2. 東北、華北解放区における中等教育の正規化

1945年8月、抗日戦争が終結して以来、1946年6月まで、中共は国民党政府と連合政府をつくろうとしたが、国共合作が破綻したために、中共は全国的な規模にわたって解放戦争を展開した。この時期においてもっとも早く内戦から脱した東北解放区は、解放戦争をおしすすめるうえでの中共のもっとも強力な根拠地となり、中共の主力は老解放区から東北解放区に移った。東北解放区は中共の最初の工業地域として解放戦争に物質的援助をなすために工業生産を発展させなければならなかったと同時に、解放戦争に兵力を投下する役割をになわねばならなかった。さらに、従来、日本帝国主義と国民党によって支配されていた東北区の行政組織を早急に改造するために、多くの下級幹部を必要としていた。

したがって、東北区の教育の主要な課題は、工業生産、解放戦争、行政組織に有能な人材を送りこむために、早急に中等教育を確立し、整備することであった。そのために1946年の東北区の教育建設は「幹部教育第1、国民教育第2」の方針の

もとに展開された。幹部教育は革命的な知識分子を短期間に速成しなければならなかったもので、中等教育はその学令期（13才から19才まで）にある青年よりも、むしろそれよりも年長の青年、とくに基礎的な学力をもっている知識分子を収容し、その目的を思想改造とした。なぜならば、東北区は長期にわたって日本帝国主義の支配下にあり、また国民党の反共宣伝下にあったために、植民地的な、封建的なファッション的な、思想と教育が比較的普及していたからである。

中等教育は初級3年、高級3年ともに「多線型」（後述）の学校制度として出発した。中等教育のなかで第1に重視されたのは、初級・高級師範学校であり、第2に、各企業が経営する職業学校（たとえば、鉄道機関が経営する鉄道学校、工場が経営する工業学校）が注目され、第3に、公立、民営、私立の普通中学が位置づけられ、同時に短期訓練班の単独開設または並設が奨励された。これらの中等教育の学校はすべて、正規学校とされ、正規学制を構成する学校であった。

この正規学制を性格づける「多線型」という概念はつぎのように規定される。「多線型」とは、いろんな種類の学校系統が中等教育段階にあっても、それらの学校系統が一定の教育目的に従っているかぎり、同質の学校系統であるということの意味している。「多線型」の対立概念は複線型であって、中国では「複線型」という概念は、教育目的の相異なる学校系統を中等教育段階に並列させ、そのうちに階級対立をふくんでいる学校制度をさす概念として使用されている。なお、単線型は「多線型」と同質の意味をもつものであるが、複線型に対立する理想的、観念的な概念であって、1946年当時においても、現在においても、教育建設に適用できない、非現実的な単一の学校系統による学校制度をさす概念である。

この多線型の中等教育は、その共通目的である思想改造という、教育的、政治的目的に従い、思想改造運動という大衆教育運動の一環となった。中等教育は、小資産階級を中心とする知識分子を学校教育という手段によって思想改造し、革命的な知識に組織するという政治的な大衆工作であり、政治的な大衆教育工作であった。したがっ

て、1946年当時の中等教育は「教育工作的性質をおびてはいるが、主として大衆工作としてなされねばならない¹⁾」ものであった。

大衆工作である中等教育は、革命的な知識分子の獲得のための思想改造を、当時の中心工作、中心運動である土地改革と直結しておこなった。中等教育は土地改革についての政治教育を重視し、土地改革の宣伝に学生を動員し、さらに土地改革・生産向上運動に学生を参加させた。東北行政委員会は「土地改革についての教育を思想教育の中心とし、それをとおして学生の思想的様相を清め、それをとおして学生を教育し、学生に土地改革の真理をあきらかに理解させ、政治的立場を確立させ、人民大衆の側に学生を位置づけねばならない²⁾」。とし、土地改革についての学生の思想的判断、態度、行動をもって教育工作を評価する尺度とした。

思想改造がかくも密接に土地改革と関係づけられたわけは、土地改革が「地主階級による封建的搾取のための土地所有制度を廃止して農民の土地所有制度を実施し、農村の生産力を解放し、農業生産を発展させ、これによって新中国工業化の道をひらく³⁾」基本的措置であったからである。工業化に必要な資本の蓄積をほとんどもたなかった中国経済が、自力で工業化を推進していくためには、土地改革による農業生産力を発展させることによって資本を蓄積しなければならなかった。このように、土地改革は中央の新民主主義革命の経済的基礎であると同時に、工業化への第一歩でもあった。

思想改造を土地改革に結びつける方針は、学生の土地改革や生産労働への参加を促進し、学校と労農組織との関係を調整する指導機関を一時的に地方（県・街・郷）政府とし、地方政府に中学工作のほとんどを行わせた。しかし、地方政府のこの権限は、省教育庁の指導が確立されるまでのも

のであった。東北行政委員会は「各省はその省の条件にもとづいて数校の中学工作に力量を集中し、その中学工作を掌握し、そしてのちしだいに中学全部を掌握すべきである⁴⁾。」と指示して、地方政府の中学工作にたいする指導性を省教育庁に集中した。この方針は、中等教育段階における学校と地域、学校と工場、学校と協同組合との結びつきを弱いものにし、中等教育段階の学校をすべて公立学校とし、中等教育の建設に民営学校方式を導入する道を閉ざしてしまう傾向をもつものであった。

しかし、教育行政の地方分権制から省教育庁、市教育局による集中制への移行の方針が1947年下半期に提案されたということは、つぎのような背景のもとにおいて理解されなければならない。1947年12月に毛沢東が「中国人民の革命戦争は1つの転換点に達した。……これは歴史の一転機である。それは蒋介石の20年にわたる反革命支配を成長から滅亡へ送る転換点であり、それは中国における百年以上にわたる帝国主義支配の成長から滅亡にいたる転換点であるのだ⁵⁾。」とはっきりと声明しているように、解放戦争が短期間に勝利のうちに終結する見とおしがでてきた時期であり、1949年10月の中華人民共和国の成立が目前にひかえていた時期であった。そのために、1946年以来の短期速成的な中等教育は、あらたにはじまる国家建設のための幹部を大量に養成する正規の中等教育に転換しなければならなかった。また、1946年、1947年をとおして、短期速成的な中等教育が目的とした、小資産階級を中心とする年長の知識分子の教育がほぼはたされたので、中等教育は学令期にある青少年を収容し、「大量の、政治的に進歩的な、かつ中等の文化程度と基本的な科学知識を備えた人材⁶⁾」を育成することを目的とした。このために、中等教育の正規学制化がおしすすめられると同時に、教育行政権の集中制が実施され

1) 1947. 8. 27「東北区第一次教育会議における凱豊同志の講話」

2) 1947. 9. 13「東北行政委員会の教育工作にかんする指示」

3) 1950. 6. 28「中華人民共和国土地改革法」第1条

4) 1947. 9. 13の指示2に同じ。

5) 「中国辞典」増補版（中国研究所編）p. 171

6) 1948. 10. 21「華北、東北教育会議によせた新華社社説」

はじめたのである。

1948年3月までに全区を解放した東北区は同年9月に東北第3次教育会議を開いた。他方、1948年に華北の2つの老解放区——晋察冀辺区と冀魯辺区——を合併した華北区は同年8月から9月にかけて華北中等教育会議をひらいた。両区の会議はともに正規学制化をおもな議題とした。これらの会議で正規学制化の直接的な動機となったのが、短期速成的な学校における粗雑な教育実践であった。すなわち、教育と生産労働・政治の結合の不当な実例であった。

たとえば、左翼的偏向としては、土地改革に参加した学生が農民の地主闘争の方式を学校に導入して、階級性や経歴の審査、殴打、告白強制などをはびこらせたり、学校管理の状態に反抗して学校をボイコットする運動をおこしたりした。従来、政府は学校と地域とを結びつけるために、学校の教育活動に「流動性」をもたせた結果、学校が学生の生産労働への参加や社会活動を不当に強調し、在学中の学生を随時に、個別的にそれらに参加させ、随時に復学させたりしていたので、安定した授業時間も編成できず、系統的な教授をなすことができなかつた。また、政治科目を偏重しすぎた結果、各教科はその独自の系統性や特殊性をおかされ、俗流政治主義一色にそめあげられた。

もう一つの偏向としては、学校が非実際的な教育内容を学生に注入し、学生にとっては負担するには重すぎるくらいの膨大な知識を「教条主義的な教授法」によって教えた。学生たちは、こうした学校の犯した偏向や教師の質の低さに満足できず、課外活動を重んじ、教師たちに「重点教学」（一定の時期に集中的に授業を行う方法）「段階教学」（周期的に一時期を授業にまわす方法）を採用してもらって、基礎的な学習をおろそかにした。

このような粗雑な教育現象は、「大量の政治的に進歩的な、かつ中等の文化程度と基本的な科学知識を備えた人材」の育成を目的とする中等教育の正規学制化を推進する直接的な動機となり、正規学制化は、こうした混乱を克服するために、まず授業活動と課外活動とを区別し、教授計画を厳密にたてることから着手された。

華北中等教育会議は「中等教育制度改善の決定」を発表した。それはとくにうえにあげた左翼的偏向の批判のうえにたつて、基本的な文化・科学教育を強化するために、これまでの学生の生産労働への参加と社会活動を制限し、学生の生産労働、自治会活動、一般社会事業などへの参加を1週間6時間ないし8時間以内とし、政府機関のための生産労働動員をいっさいとりやめ、1学年をつうじて教室授業は少くとも36週以上とした。さらにそれは、政治思想教育については、行きすぎた政治教育を減少し、学生の思想改造を課外の日常的な方法によって行うようにさせ、政治課と文化・科学課の全課程における比率をそれぞれ10%、90%とした。また、それは、従来たびたび授業において採用された集団討論は、思想関係の課目にかぎり多くとも1週1回とすることと決定している。

東北第3次教育会議も授業活動と課外活動との区別についてはほぼ華北中等教育会議と同じような決定をしている。ただし、東北区は第3次教育会議においても、また1949年9月の第4次教育会議においても、左翼的偏向とともに右翼的偏向をもきびしく批判し、教室授業をあくまでも学用一致、理論と実際の統一のもとにおこなうべきであるとした。したがって東北区は正課の時間外におこなわれる生産労働への参加、社会活動の教育的意識を高く評価し、学校は教室授業をそれらと関係づけることによって学校の教育的効果をいっそうあげることができるとした。

このように、これら二つの教育会議は、短期速成的な、流動的な学校を、整備された教育計画をもつ学校にかえ、短期訓練班的な性格をもっていた中等教育を高級3年、初級3年の正規学校を中心とする中等教育にきりかえた。正規学制はなおかつ多線型ではあったが、しだいに、公立普通中学が中等教育の中心とされはじめた。1949年11月に公布された「東北人民政府通令」所載の「東北区中学教育暫行弁法(草案)」は、「公立中学のいっさいの経費は国家によって支払われる」と明記しているように、中等教育の財政が中央政府によって保証されるとともに、中等教育行政はその外的事項においても内的事項においても中央

統制化してしまった。

中等教育の正規学制化・文化・科学課の重視・教育費の国庫負担・教育行政の中央統制などは、大量の幹部の養成という課題を解決することを目的とする中等教育を確立するためには必要かくべからざるものであった。したがって、これらの方針はその点において積極的な意味をもっていた。しかし、これらの政策はつぎの3つの点において若干の誤りを含んでいた。

その第1は、中等教育が建設需要に応じて「大量の、政治的に進歩的な、中等の文化程度と基本的な科学知識を備えた人材」を養成すれば、中等教育が国家建設に服務しているのであるとし、教育と生産労働の結合という原則を、「人材」の養成機関としての中等教育の正規化という制度的形式的な問題にすりかえ、そのために、学生の生産労働への参加、社会活動などを正課とせず、学生ひとりひとりにおける理論と実際の統一、精神労働と肉体労働の結合をおろそかにしたことである。とくに、華北中等会議は当時の左翼的な偏向をきびしく批判することによって、老解放区において教育と生産労働が果たした教育の現実化という役割を正しく継承しえなかった。このために中等教育は教育課程をますます知識偏重のものとし、大衆運動から遊離していった。かくて、これらの方針は、公立の正規学制の実現こそ教育の生産にたいする服務性であると主張する「正規化思想」が正当化される端初となったのである。

その第2は、教育行政権が中央に統一されたために、地方政府がまったく中等教育に関与しなくなり、その結果、学生の生産労働への参加、学校と地域との関係を直接に指導する機関がなくなったということである。そのために学校は休日・休暇に学生を組織的に生産労働に参加させることができなくなった。さらに、地域の政治的、経済的な闘争に学校が使用されて、学校と地域との関係が無政府的なものになってしまった。たとえば、学校が倉庫や銀行に使われ、教師や校長がそれらの仕事をさせられた。

その第3は、中等教育の公立化、正規化、および教育行政権の中央統一などが、画一的な学校形

式を中等教育に要求して、当時すでに存在していた民営初級中学による中等教育建設を企画しなかった。そのために、土地改革や農業生産協同組合が全国的に広がっていった時期においても、民営初級中学の設立がその要求があったにもかかわらず教育行政機関によって許可されなかった。民営初級中学は1957年の高級農業生産協同組合、1958年の人民公社の発展をむかえるまで設立されなかった。公立学校方式だけによる中等教育建設は、計画経済に必要な幹部の養成をはたしたが、その普及率はいたって低かったため、教育の普及活動としての初等教育、大衆教育との断層を年ごとに深めていった。

3. 東北区と華北区における小学教育政策の二つの傾向

東北区は1948年に第2次、第3次東北教育会議を、1949年に第4次教育会議をひらき、また華北区は1949年に華北小学教育会議をひらいた。これらの会議は初等教育の正規化をみずからの課題とし、初級小学4年、高級小学2年の学制を正規学制としたが、教育建設の方式と正規学校の形式については相異している見解を發表した。東北区と華北区は教育建設の主要な方式を公立学校方式とし、正規学校の主要な形式を公立学校とした点においては一致していたが、民営学校方式と民営学校をどの程度まで採用するかということについてはいちじるしく相異していた。とくに、その相異は、大衆の学校経営への参加という問題の解決のしかたにおいていちじるしかった。大衆の学校経営への参加という問題は、具体的には、第1に民営学校を許可すべきか、第2に公立学校に民営的性格を附与すべきか、それとも公立学校を完全に公立化すべきかという二つの問題となって端的にあらわれた。

さて、華北小学教育会議は1949年7月に「華北小学暫行実施弁法」を制定した。本弁法は、「初級・高級小学は学費をとらない¹⁾。」と明示して、初等教育費の国庫負担を主張した。

本弁法は公立学校以外の学校形式については、公立に準ずる、国営企業の経営する学校にふれているだけである。「工場、鉱山、鉄道周辺などの、

1) 斎藤秋男著「新中国の教育建設」p.42

労働者が集中している地区においては、政府が工業、交通の行政機関および労働組合と協同して、学校をいそいで設立し、労働者の子弟の就学問題の解決に努めるべきである¹⁾。」と指示している。本弁法は学校設置、学校経営の項目において、教育計画の項目においても、なんら民営学校、民営公助学校にふれていない。したがって、本弁法にかんするかぎり、民営学校の設置と経営は、私立小学管理弁法にしたがわざるをえない。民営学校の教育計画は公立二部制、半日制の学校か私立小学の計画にしたがわざるをえない。公立小学の学校経営組織についても、後述の東北区の「教育委員会」「家長委員会」のような組織にふれることなく、ただ「……定期の教職員会議制度を確立し、児童の家長（父母）代表および村教育委員の参加を要請すべきである²⁾。」としているだけである。このように本弁法は学校経営の民営的性格にまったくふれず、公立学校方式について規定しているだけであった。

他方、日本の植民地的な教育制度が比較的、普及していた東北区は、まず日本の旧正規学校を改革し、朝、昼、夜学級、半日学級、全日学級など多様な学級形式を採用し、大量の労農子弟の入学の便宜をはかった。また、東北区は日本の教科書および旧教科書の使用を禁止し、東北行政委員会が編集した新教科書を一律的に採用させた。教科書の一律採用という方針は、老解放区の民営学校がもっていたような、教育内容についての大衆の決定権をふたたび中央に集中したために、東北区の大衆の学校教育への参加は学校設置、学校財政、教師の思想問題、および学校と大衆団体との関係の調整などに限定された。教育の内的事項についての中央統制的な教育行政が強化されるにつれて、東北区においては、老解放区におけるような教育と生産労働の結合が実現されなくなり、その原則が中央統制の教育計画の内側だけで問題とされた。また、民営学校もみずから教育計画を編成することができなくなるにつれて、公立学校の教

育計画とかなりよく似ている教育計画にしたがわなければならなくなった。

しかし、東北区では小学教育を完全に普及することができるだけの財政的な裏づけがなかったために、東北行政委員会は1947年においてはもちろんのこと、中等・初等教育の正規学制化を強化した1948年においても、民営公助の方針を明示した。当時、正規学制化をめぐる論争が展開され、小学教育費の全額国庫負担と全小学校の公立学校化を主張する立場と、民営学校だけで小学教育を普及しようとする立場とが対立しあっていた。東北行政委員会はこの論争についてつぎのようにのべている。「政府に依存して学校を開設するだけでは、国民教育を発展させるという偉大な任務を完成するに不十分である。そのうえに（公立学校方式のうえに——訳註）、主として『人民自身が自分を教育するようふるいたつこと』『民営公助』の方針を実行しなければならない。……今後、『人民が人民を教える』この方向に国民教育を発展させ、じょじょに人民の文化と自覚を向上させなければならない。……政府は積極的に民営公助を奨励し、民営学校に適切な指導と援助を加えなければならない³⁾。」しかし、民営公助の方針は小学教育の普及のためにとられた便宜的な方針として一般にうけとられていた。大衆の学校教育への参加、学校教育の民営的性格は、教育行政の民主化を学校教育の経営面において反映したものであり、またそれは旧教育を変革する役割を果たすものであると一般に理解されなかったし、理論的にも解明されなかった。

東北区は1949年11月に「東北区小学教育実施弁法（草案）」を發布した。本弁法は初級小学の設置と経営についてつぎのようにのべている。村街の「人民代表会議」が設立を決定し、県市人民政府の査定をえたうえで、村街人民政府がそれを経営すべきであると定め、都市小学では「公営民助」、農村小学では「民営公助」を前提としている*。

* 「原則的には農村小学の教員の給料は地方政府が統一的に調達供給し、公事雑支出、臨時費は学

1) 前掲書 p. 46

2) 前掲書 p. 46

3) 1947. 9. 13東北行政委員会「教育工作にかんする指示」

校田の収入と大衆の合理負担とする。一部の財政困難な地方政府は東北人民政府の批准を経て、教職員の給料の一部分を大衆の合理負担とする。ただし、県政府は統一的に調達供給すべきである。」(第46条)「大都市および工業地区の小学経費は国家により供給される。一般の都市小学の経費の全額と臨時費の大部分は地方政府による統一調達・供給とし、臨時費の少額は生産および父兄の合理負担とする。(たとえば学費を徴収する。)」(第47条)尚、臨時費とは校舎建設・修理費と設備費で、その割合は農村では2:1、都市では3:2である。また、經常費は教師給料と公事雑支出で、その割合は農村では4:1、都市では7:3である。さらに学費徴収についても、人口3万以内の小都市・農村の小学では一律に学費を徴収すべきではなく、人口3万以上の都村でも調査のうえ学費を徴収してよいが、毎学期一定額を超過すべきではない。このようにゆきとどいた指示をしているのは、民営公助か公営民助の複雑な性格を十分に財政上に反映させているからである。

本弁法の学校財政上の民営公助、公営民助の方針は、学校と大衆の結合機関である学校経営組織を当然必要とする。その組織として、郷村小学には「教育委員会」が、都市小学には「父母(家長)委員会」が設置された。「各県市区教育行政幹部は教育委員会、父兄委員会をうまく組織的に指導し、工作を進めて、それらを行政上の実力ある助手にさせ、学校を援助して各種の困難を解決させ、それに教育計画の順調完成を保証させるべきである。」(第55条)としている*。

* 「郷村小学は教育委員会を設立すべきであり、学生の父兄、村教育委員、校長または教師の5人から9人によって組織されるべきである。村教育委員が主席となり、校長または教師が副主席となる。その職責は郷村政府と協力して校舎の修理・建築・設備などの経費の困難を解決し、家長会議を開いて大衆の学校にたいする意見を反映する工作をする。」(第53条)「都市小学は父母委員会を設置し、学生父兄5人から9人によって組織され、その職責は家庭の学校にたいする意見を反映し、学校と家庭との結びつきを密接にし、学校を援助して困難を解決し、学校工作の報告を聴取し、意見を提出する権利をもつ。」(第54条)尚、教育課程についても民営公助学校・公営民助学校ごとの詳細な規定がある。

東北区のこのような公営民助、民営公助の教育政策は、新民主主義革命から社会主義革命に移行

しつつあった経済建設の背景のもとにおいて理解されなければならない。新民主主義社会から社会主義社会への移行期にあった経済は、主として社会主義的所有としての国家的所有にたつ経済と、集团的、協同組合的所有にたつ経済から構成され、その経済建設は国家的所有の経済を優先的に発展させながらも、協同組合的所有の経済をじょじょに成長させ、他方、資本主義的経済をじょじょに消滅させる方向にあった。したがって、公立学校の財政的基礎は国家的所有の経済にあり、民営学校の財政的基礎は萌芽的な協同組合的所有の経済にあった。しかも、国家的所有の経済の本質は全人民的所有であり、その行政的、政治的反映が大衆路線の行政と政治であるかぎり、その公立学校は近代公教育、とくにドイツや日本の公立学校と同じものではなく、公立学校の経営と教育においても大衆路線が導入されねばならなかったし、公立学校は大衆的なものでなければならなかった。他方、協同組合的経済は土地改革の進行とともに成長し、将来、農業生産協同組合、人民公社として発展していくものであるかぎり、民営学校の前途は約束されたものであり、民営学校は協同組合的経済の建設者を養成する課題をおっていたのである。したがって、教育建設の方式は、公立学校方式を優先的に採用するかたわら、民営学校方式をも採用しなければならなかったのであり、学校経営も公営民助、民営公助でなければならなかったのである。

ところが、華北区の教育政策は、公営民助、民営公助の学校経営を主張した東北区の教育政策といちじるしく相異していた。それは、華北区の教育政策が「正規化思想」に導かれていたためであった。「正規化思想」とは上述した移行期の問題を無視し、国家成立と同時に社会主義社会が確立されたものだとし、国家的所有の経済だけを重視して、公立学校方式だけによる教育の普及を主張した思想である。したがって、それは公営民助、民営公助を否定し、さらに大衆路線の、公立学校における反映である民営的性格を公立学校から排除した。なぜならば、それは国家的所有が全人民的所有であることを見落とし、大衆路線にたつべき公立学校のかわりに、近代公教育またはソヴェトの

社会主義教育の公立学校形式を機械的に中国教育に導入しようとしたからである。現在、「正規化思想」の端初となつたのが華北小学校会議であったと中国で指摘されているのは、まさに以上のような意味においてであると考えられる。

華北区と東北区の教育政策にあらわれていた、このような本質的な相異は、現象的には、また政策のうえでは、当面の小学教育建設の中心を質的向上におくべきか、それとも量的発展におくべきかという問題としてあらわれた。1949年11月の全国教育会議から1951年の第1次全国初等教育会議にかけて、全国の教育政策は教育の質的向上を重視し、華北区の教育政策を継承していった。それらの会議は、農村小学の財政的貧困、農村教師の待遇水準の低さと工作負担の過重などのために、農村教師が安心して教育に力をそそぐことができないことや、農村小学が安定していないことを強調し、当分は教育を普及するよりも、現有の小学を安定し、強化することを第1目標とし、それを実現する手段として従来の農村小学を合併し、公立学校化する方法をとりあげた。現有小学の安定と強化という原則のもとにおいてのみ、民営学校、私立学校の設立が許可されたが、そのことは民営学校の設置規準が公立学校のそれと同じものとなったことを意味している。

ところが、この方針でとりわけ打撃を蒙ったのは、全国のなかでももっとも早く解放され、土地改革を広く進め、教育事業も比較的普及していた東北区であった。東北区の初級小学・高級小学・初級中学の第1学年の総生徒数は1944年1,901,787人であったのに、質的向上の方針に従ったために1950年には1,254,457人となり、30%の生徒数の減少という結果がおこった。そこで東北区は弁法（草案）の民営公助の方針をさらに発展させ、1950年3月「中・小学にかんする指示⁵⁾」を發表して、中・小学の民営学校の設置を奨励した。

「指示」は中・小学入学児童数の減少と、入学を希望しながら学校に出席できない未就学および長欠の児童数の膨大さを指摘し、現在、東北教育が解決しなければならない深刻な問題は教育の質的向上と量的発展の矛盾であるとのべている。

「指示」は東北教育が解決しなければならない問題の「第一に、教育の内容を質的にいかに高めるかという問題がある。……現在の基礎のうえにたつて質的向上をはかり、教育を経済建設の需要に適應させることを中・小学教育の当面の中心課題としなければならない。」として全国教育会議の決定を認めながらも、「第二に、初級小学・高級小学の卒業生および中学入学の学令児童の学習時間を解決するための条件をつくり出すことである。国家財政の困難な状況においては、民衆自身の手による学校経営を積極的に奨励し、日を追って増大する民衆の文化的要求を満足させるように努めるべきである。民衆の与論をかえりみず、既設学校の整備あるいは合併にのみたよって、民衆の自営を許可しないやりかたは人民政府の教育方針に違反するものである。」と「安定強固」の方針のもとに進められていた合併・接収を真向から批判しなければならなかった。

この「指示」は具体的な工作上の注意点を次のように指摘している。

(1) 教員の思想学習を組織的に強化すること。当面の重要な問題は教員の政治思想教育であり、教員の向上が教育の内容の質的向上の前提である。

(2) 民衆の手による中・小学校自営の指導を強化すること。民衆が自発的に衣食住のあらゆる面で節約して学校を建設し、教員と教員の学習問題を彼ら自身の手で処理してゆくことを援助し、よい成績をあげたものを表彰すべきである。民営学校の建設はあくまでも民衆自身の発意によるべきものであって、上からの命令・強制をおしつけないように注意しなければならない。

(3) 都市の中・小学および条件のゆるす農村においては、実情に応じて夜学あるいは速成班を開設すること。学令にありながら通学していない児童を収容し、国語・算術を基礎課程として程度に応じて班を分け、弾力性をもった学習体制をさだめ、しだいに正規化させてゆくべきである。これと同時に都市近郊の小学校では『小先生』制を実行して学校以外での児童の識字教育を進めるべきである。

1) 1950「中・小学にかんする指示」(邦訳、斎藤秋男著前掲書P.52~P.54)

(4) 教育経費の節約を励行すること。

このように教育の普及が問題点として提出されるとき、かならず大衆集団による学校経営が奨励され、民営学校、公立学校の学校経営組織の拡充と経費の節約が主張された。また、学校教師の政治思想の向上が求められたのは、教育の向上のためだけではなくて、学校経営をゆたかにするために大衆を組織し、工作し、有能な「教育委員会」「父母委員会」を構成する広汎な学校経営組織を確立しなければならなかったからである。また、教育の普及が問題となる時、とくに「小先生」制が奨励された。そのために子どもの自学自習班が学校外において、父兄の集団に守られて成長していった。教育普及にたいする大衆の自発性は一方では民営学校運動として結実していったと同時に、他方では学校外の自学自習班を自発的な集団学習の伝統的な形態として発展させていった。また、民営学校は農民の指導のもとに生徒を「学校田」に組織して、生徒を農業生産に参加させることを民営学校の伝統的な学習形態として発展させていった。大衆の教育建設への参加は、正規の全日制公立学校とはちがった多様な教育形態、学習形態を生みだしていったのである。

しかし、中央統制的な教育行政支配が正規化思想によって強化され、学校財政が国家財政に従属させられるにつれて、民営公助、公営民助の学校経営形式の発展が妨げられ、東北区のエド育諸政策も全国のエド育政策に反映されないままにおわった。そのために、土地改革が全国的な規模で広がっていく過程で発展した民営学校運動を教育政策のうえで正しく指導することができず、それらの民営学校を公立学校に合併したり、廃止したり、また民営学校の設立を許可しなかったりした。

4. 土地改革時代の民営公助学校の学校経営方式

1946年5月4日、中共中央委員会は農村の階級関係を変革するために、抗日戦当時の解放区において行っていた減租減息政策から、地主所有地の没収に移るといふ決議を採択した。この「5.4指示」は当時の解放区で実施され、その経験にもとづいて1947年「中国土地法大綱」を發布した。こ

のようにして解放戦をつうじて実行された、東北および華北を中心とする土地改革は農業人口1億4,500万(総人口1億6,000万)を含む地域におよび、3,700ヘクタール以上の地主の土地を没収して農民に分配した。

1950年6月、「土地改革法」が發布されて、土地改革は全国的な規模で広がり、1951年秋までには3億1,000万の農業人口を含む地域でその改革を終り、1952年秋までには少数民族地区をのぞく全国各地でその改革を完了した。

第1表 各階級の土地所有の比率(%)

時 期	階 級					
	雇農	貧農	中農	富農	地主	総計
土 地 改 革 前	0	0.4	6.9	47.84	45.2	100
土 地 改 革 後	36.9	21.4	14.3	18.8	10.6	100

(中国研究所編「現代中国辞典」1954年増補版、P.368による)

土地改革は第1表が示しているように各階級の土地所有の比率を完全にかえ、貧農・中農・雇農の所有する土地は全体の72.6%となった。「それは、中国の農村経済の地方分散性をはじめてうちやぶり、拡大する国民市場に農民をひきいれ、かつてかれらが夢にもみなかった生産材、消費材を買うことができるようにした。農業生産力の解放によって、農民は自分自身の購売力をたかめるためにすすんだ耕作方法を採用し、新しく生産に投資するよう、直接の刺戟をうけたのである。農民の生活水準の向上は祖雑な食糧の代りに良質の食糧消費の増大にしめされ、また綿布の農村消費量の倍加、さらに農村購買、販売協同組合のいちじるしい発展によってもたらされた都市と農村間の交易量の増加に示されている。農村の購買力は1951年、52年にそれぞれ25%も増大している¹⁾。」また農業生産力は1950年から1953年までの3年間に毎年平均15%ずつ発展していった。

土地改革は、かつて自分自身の運命を決定するために発言したことがなかった数億の農民大衆の巨大な運動であり、それは農村における民主主義を成長させていった運動であった。根深い封建的な婚姻習慣が廃止され、両性の平等が主張され、

1) S. アドラー「中国の経済」(本橋渥訳) P.35—36

成人のあいだで識字運動が展開され、保健衛生運動が発展した。また、地主的土地所有から解放された農民大衆は、協同耕作隊、農業互助組、購売販売協同組合、農業生産協同組合などの大衆組織を確立した。

土地改革による生産力と購売力の増大に裏づけられて、農民大衆は社会的、文化的な運動とともに民営学校運動を展開した。民営学校運動は、土地改革によって自覚的、能動的になった農民大衆が自己の生活を高め、ゆたかにするために自分たちの学校を必要とし、教育を要求した結果であった。民営小学の生徒数は1951年には小学生総数23.5%、1952年にはその34.1%をしめるにいたった。

当時の民営学校の設置と経営の方法は実に多種多様であったが、民営学校の設立と経営の工作与運動はつぎのような順序をおつて展開された。

まず第1に、地方政府は民営学校が解放後の社会においてどのような意義をもっているかを宣伝した。地方政府は解放後の社会における教育の重大な意義を説明し、解放後の教育事業はもはや単なる国家の事業ではなくて、大衆人民の生活に寄与し、大衆人民の教育要求を反映する人民大衆の事業であると宣伝した。さらに、国家は重工業を中心とする経済建設に予算を集中しているために、教育の普及には一定の経費しか使用できないことを農民大衆に知らせて、農民大衆とその子女が教育を受けることができるようになるためには、政府にたよらずに自力で学校を設立し、経営しなければならないと主張した。

地方政府はこれらの宣伝教育工作をなす場合、大衆のなかにある党組織、青年団、婦女会、農業互助会、購買販売協同組合、教師連合会と協同して宣伝教育工作をなした。宣伝教育工作は、教育にたいする要求を大衆のなかに目ざめさせるために黑板新聞、壁新聞、「文化訴苦」(文字、文化を知らなかったために苦しんだ経験を話し合う農民の会合)、文化娯楽活動、冬期学校、識字班などをとおして広汎に展開された。宣伝教育工作は「政策を農民大衆の切実な苦痛にみちた経歴と結

びつけ、具体的な事実をもって文化学習の重要性を説明し、郷村小学の郷村による経営の意義とその方法に及ぼしてはじめて、農民の学校経営にたいする情熱をひきおこし、それを堅持することができる¹⁾。」このように、学校の大衆経営は農村の経済・社会変革・文化運動などの中心工作と結びつけて主張されなければ、民営学校の設立は不可能であるということが、民営学校運動のなかで明らかにされた*。

* 多くの地区の報告は、学校設立と新農村建設の結びつきの重要性を指摘している。「社会教育工作をりっぱにやりとげることが、学校教育工作进行りっぱにやりとげることの重要な環である。教師が識字工作に成績をあげ、大衆のなかでの威信をたかめれば、大衆は学校教育工作进行りっぱにやりとげるために巨大な作用を発揮するものである。」教育工作内での結合だけではなく、教育と経済・社会変革の結合が次のように指摘されている。「幹部は農民の経済的な自己改造と文化的な自己改造とを結合しなければならない。」「部門工作と中心工作进行すればかならず相応の利益をうるということが、多くの地区の経験によって証明されている。部門工作は中心工作に服務し、中心工作はかならず部門工作に配慮すべきである。……『土地改革と結合して郷学郷営を進めることは有利である。なぜなら大衆の集会が多く、大衆の情熱は高揚しており、文化訴苦と政治・経済訴苦を結合し、さらには斗争感情を高めることができ、成果(没収した地主の所有物)の分配のあとに教育経費を集めれば集資も容易になされる²⁾。』」

第2に、地方政府は宣伝教育工作のなかで見出した、学校設立を強く要求している積極的な父母を「建校委員会」に組織し、「建校委員会」を指導しながら、委員会に大衆をさらに説得させた。

第3に、このような工作をへてはじめて民営学校設立についての大衆大会が開かれ、委員会によって学校設立の提案がなされ、その討議と決定がなされる。そのさいに委員会は学校経営の長期計画を発表しなければならない。大衆はそれに応じて自発的合理的な集資をおこなう。自発的合理的な集資というのは、各自の能力と財産に応じて各自が自発的に資金を出すことであって、貨幣でな

1) 「大衆に依存して、学校をりっぱに経営するにはどうしたらよいか」(第3版)1953,

以下本節の引用文はすべて本書に依るものである。

2) 「郷学郷営」とは郷村の学校はすべて郷村で経営するということを意味している。

しうるものは貨幣で、物品・土地でなしうるものは物品・土地で、なにも所有していないものは労働力を出すことである。

一般に、校舎は集資によって建設されるというよりも、地主の家屋・寺院・農家を利用したり、建設資材を集めて自己労働で建設したり、学校設備も各家から机・椅子をもちより、とにかく学校施設を一応つくりあげることから始められた。民営学校は国家経済・農村経済の発展という遠景のもとに、まず小型・不正規の学校から始め、大型・正規の学校にじょじょに発展すべきものとされた。

また、学校経営の財政を保証する方法はまったくまちまちではあったが、(1)なかでもとくに奨励された方式は、農業生産協同組合に大衆集資の資金を流用し、製粉場・養鶏・養豚場・薬局などに投資して、その利益で学校を経営する方式である。「三年準備、十年建設」のスローガンを学校経営の原則とした。他に、(2) 土地改革のときに農民が没収した地主の土地の一部を学校田とし、協同耕作隊および生徒の耕作によって学校財政の源を保証する方式、(3) 同じく土地改革のとき没収した地主の家屋、土地の家賃、地代による方式、(4) 生徒の農村副業への参加、(5) 鉱山、工場、屠殺場などの補助金、(6) 大衆の合理的な負担、(7) 学費徴収（学校に行く児童をもつ家庭だけが出費する方式）などがあった。

第5に、建校委員会が学校設立とともに「愛校委員会」「校董会」「学校理事会」などよばれる学校経営委員会となって、大衆大会で決定された学校経営の計画にしたがって学校を経営した。このさいこの委員会の組織が拡大され、学校設置に積極的な役割を果たした生徒父兄、大衆組織の幹部などがさらに加えられた。ある地方では学校経営委員会の委員長を郷長とした。

このように民営学校が設置され、経営されたが、しかし、民営学校運動は順調に発展したのではない。民営学校運動は、ある時期にまたは、ある地方で若干の偏向をおかした。たとえば、財政面では、地方政府が民営学校の設置を強制して、民営学校設置の原則である大衆の合理的、自発的な集資方法を採用せず、学校設置資金を各家庭に

均等に負担させたり、学校経営委員会が「まあ経営してみよう、いずれ近いうちに政府が接收してくれるだろう」といった態度で、学校経営の長期計画をたてず、大衆に幾度も臨時の集資を要求して、場あたりの学校を運営した。また、たとえば、教育行政部門が民営学校を教育の普及のための一時的便宜的な手段として考え、民営学校をまったく援助しなかったり、また民営学校方式を否定して民営学校の設置要求を許可しなかったり、また民営学校の特殊性を認めず、民営学校設置の審査規準を公立学校と同じものとし、民営学校が大型の正規学校でなければ公認しなかった。教育行政部門は民営学校を指導して、学校経営委員会の組織の拡充、強化を援助せず、民営学校に問題があるとき、公立学校の教育費を民営学校にまわすことによってそれを解決したために、大衆は学校経営を政府にまかしてしまおうとした。

このような民営学校を指導する側の偏向にくわえて、民営学校はたえず教師問題に悩まされた。民営学校の教師の給料は公立学校のそれにくらべて低く、しかもその仕事は過重であったうえに、教育行政部門が民営学校の教師を指導しなかったし、当時の教職員組合も民営学校の教師を組合員として認めなかったために、「民営学校の教師は正式の教師ではない」と一般に考えられ、彼ら自身も「われわれは教師のなかでも最低の教師である」と考えていた。そのために、民営学校の教師は他の職業に変わりたがり、公立学校に転職したがって、民営学校の教育に力をそそごうとはしなかった。また、そのために民営学校の教師になる人たちは政治的にも思想的にも低く、教師の資格に欠けていた。

このような民営学校運動内外の偏向と弱点は、民営学校運動を阻害するものとし注目され、これらの克服のためにたえず学校経営委員会の強化が主張された。まず第1に、財政的・行政的な面での偏向を克服するために、学校経営委員会が長期計画をもち、協同耕作隊、農業互助組、農業生産協同組合などと連携するかわら、民営学校の意義をたえず大衆組織の幹部と大衆全体に説得し、大衆の自発的な力量を民営学校の経営に集約していかなければならないと主張された。教育行政部門の

圧迫にたいしても、大衆の支持をうけて委員会が学校をりっぱに経営することによって、行政部門の偏向を改めさせなければならなかった。

第2に、学校経営委員会は能力の経い教師の教育をみずから担当しなければならないと主張された。委員会はとくに教師の政治思想教育を強化し、教師を識字運動や保育活動に参加させて教師の社会的位置を向上させ、一般大衆の民営学校教師観をあらためさせるとともに、教師の活動の負担を軽くするために、また学校機能を土地改革という変革的な活動のなかに埋没させないために、学校と大衆組織との関係をたえず調整しなければならなかった。

第1、第2が示しているように、民営学校運動が発展するためには、学校経営委員会が強化されるだけではなしに、学校教育にたいする行政権を各地の特殊性にもとづいて行使できなければならなかった。湖南省における民営学校運動の発展形態である「郷学郷営」の郷村小学の学校経営委員会である「教育委員会」は、さきにあげた東北区の農村小学の教育委員会よりも強大な教育行政権をもっていた。湖北省の教育委員会の行政権は、つぎのような条項からなっている。

(1) 郷人民代表大会議の決議と政府の文教政策・文教法令の執行、(2) 教育計画、教育指導、文教事務、(3) 大衆の意見にもとづき政府に各種の建議を行い、また政府の批評を受けること、(4) 教師の表彰権と任命権、(5) 実際状況にもとづき校舎増設を郷政府に建議すること、郷の一切の文教組織・学校組織を調整し、学校を合併廃止する権限、(6) 文教経費の徴収と大衆集資の管理、(7) 文教予算と決算を郷政府に報告すること、(8) 社会教育工作の推進と決議、(9) 学校と大衆、父母との結合。

湖北省の「郷学郷営」が示しているように、民営公助学校によって教育の普及が達成されるためには、民営公助学校の学校経営委員会に「教育委員会」がもっていたような教育行政権が附与されなければならなかった。このことはまた、教育行政の地方分権化なしに民営学校運動は発展しないということを意味している*。

* 湖南省の郷学郷営も51年9月次のように改めら

れた。「『郷学郷営』の発展が不均衡であり、ある地方では教師の給料が月ごと規定の金額を支払うことができないので、今後『県調達郷経営』の原則を採用し、秋の納税期に一度に（教育費を租税とともに一引用者註）調達する。」とし、郷学郷営の民営的性格を教育財政の面でうばい、公営民助の性格としたが、51年10月「学制にかんする決定」が發布されて以来、教育行政の中央統制的性格が強化されるにつれて、実質的に公立学校化していく。

民営学校の公立学校化の強力な理由となった民営学校の財政的基礎薄弱という理由も十分客観的なものであったとはいえない。中学校の正規化の過程においても、正規化思想、公教育思想に都合のよいような資料しか一般に提示されていない。その反例をこの湖南省の郷学郷営の財政状況は示している。湖南省邵陽県では、郷村による完全調達の学校は全学校数の48.4%をしめ、また70%以上の郷調達の学校は80%をしめている。50%以下の郷調達の学校はわずかに12.5%であった。

（たゞし邵陽県小学総数253校のうち、上記全学校総数に13校が含まれていない。理由は未報告のためである。）

以上のような、1950年を中心とする土地改革時代の民営学校運動は小学教育の普及を非常に促進し、1952年の小学生総数の約1/3を民営学校に在学させていた。そのために、従来、民営学校を教育普及の便宜的な手段にすぎないとしていた考え方はくつがえされ、民営学校はつぎのように教育の総体のなかに位置づけられはじめた。「この種の小学は公立小学ではないけれども、また少数の『熱心家』の『慈善事業』ではなくて、広大な大衆による学校経営運動が『自願と必要と可能の原則*』に依拠しながら展開した学校である。したがって、それは大衆の支持を深く得ており、まさに『大衆のなかから大衆のなかへ』の精神を真に體現している学校である。」とされた。しかも、この時代の運動は民営と公立との共通点をつぎのように明らかにした。「『民営』もよいし、『公立』もよいのである。両者は形式のうえでは同じではないけれども、両者は実質的にはともに大衆に依存しなければならないし、依存してこそはじめて両者ともりっぱに経営できるのである。」

* 大衆の学校経営にたいする自発性、大衆にとっての学校の客観的な必要性、大衆による学校経営

の可能性。この三つの条件がそなわってこそ、民営学校の経営がはじめて可能になるということの意味する原則を「自願と必要と可能の原則」とよんでいる。

このように、民営学校と公立学校とを統一的に把握する学校観は、華北区・東北区の教育政策にみられなかった学校観である。これは、ともすれば民営学校を私立学校と一括して公立学校に対置する従来の学校観をくつがえしはじめた。しかし、華北区の教育政策を継承した、1951年の「学制にかんする決定」はふたたび公立学校を強調して、このような学校観の発展を妨げ、当時発展途上にあった民営学校のほとんどを公立化してしまった。

Ⅱ 民営学校による正規化思想の克服

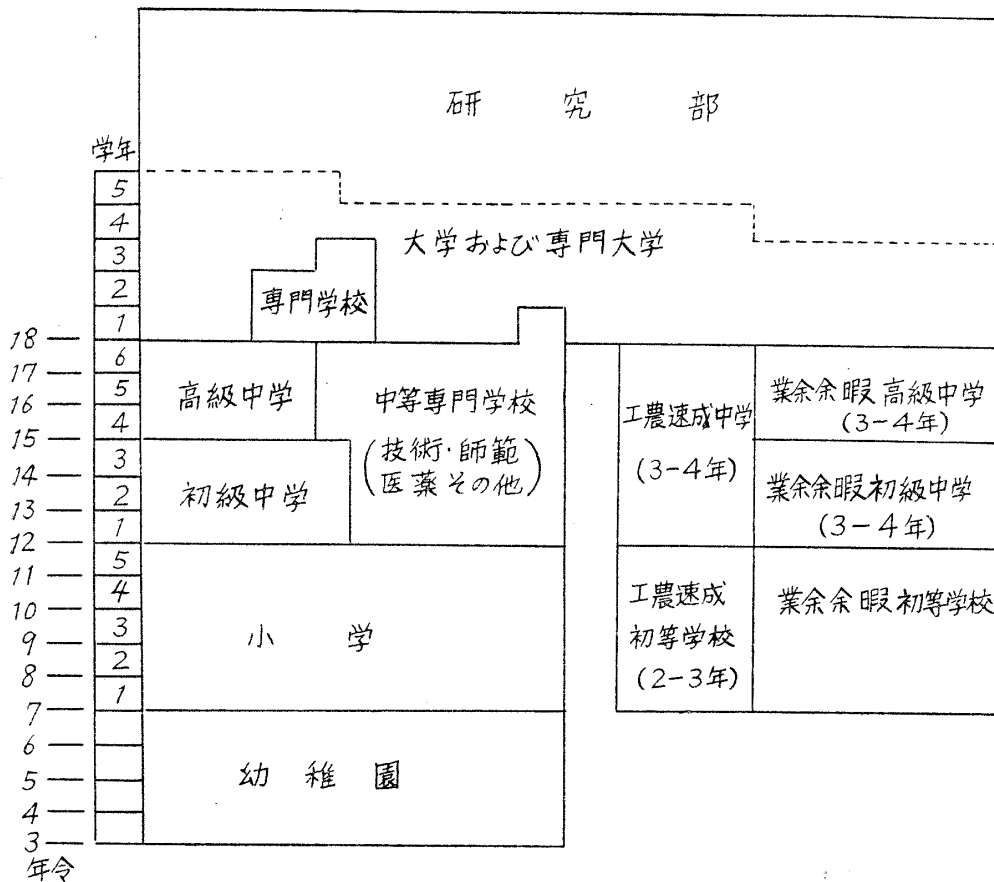
1, 正規公立学校制度の成立とその欠陥

農業・工業生産は1952年までに、戦争と国民党支配がもたらした壊滅的な状態から復興し、国民経済のすべての部門において、かつての生産の最高水準を突破した。土地改革による農業生産力の

解放は、工業資本の蓄積を可能にすることによって、工業生産をさらに発展させた。このために、工業生産は自立的に拡大再生産を行うことができるようになった。そこで、重工業を優先的に発展させることを主な目的とする、第1次5ヶ年計画（1953—1957）による経済建設が推進されはじめた。経済面においても、12年間もつづいた極度のインフレーションも1950年第1,4半期ごろをさかいにして克服されはじめるにつれて、経済・金融は安定していった。かくて中国の経済は1952年までに復興を終り、1953年から第1次5ヶ年計画にもつづいて経済建設の新段階に入った。

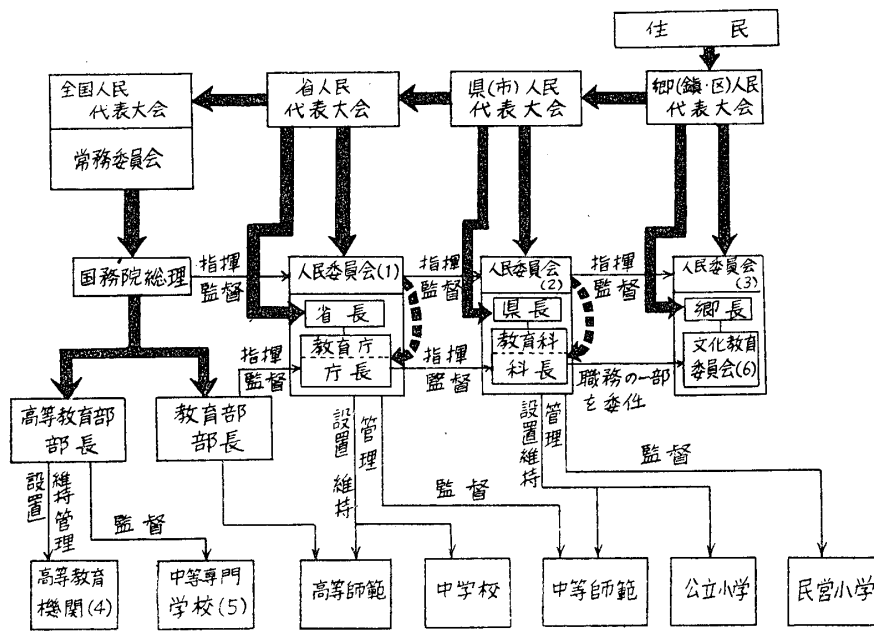
このような背景のもとに、1951年11月、「学制にかんする決定」が発表され、第2図のような正規学制と、第3図のような教育行政組織が確立された。次1次5ヶ年計画が「第1次5ヶ年計画期間における普通教育の発展は、その重点を中学校、とくに高級中学におく¹⁾」としているように、教育建設の重点は、幹部の計画的な養成の基礎である中等教育を公立学校方式によって建設すること（「学制にかんする決定」による）

第2図 中華人民共和国学校系統図



1) 「中華人民共和国・国民経済発展第1次5ヶ年計画」(中国研究所訳) p.197

第3図 教育行政系統図



(文部省調査局監修,「中華人民共和国教育法令」P.13)

- (1) 省長・県長その他の省県の行政職員によつて構成される。
- (2) 県長・郷長その他の県郷の行政職員によつて構成される。
- (3) 郷長と副郷長によつて構成される。
- (4) 一部の高等教育機関は関係各省が設置維持する。
- (5) 設置・維持には国と省の関係行政機関があたる。
- (6) 県の教育行政にたいする補助機関である。

とにあった。中等教育については本章(3)でふれることにして、本節では初等教育の正規化を検討しよう。

「学制にかんする決定」は「小学校の修業年限は5年とし、一貫制を実施して、初級・高級の2段階に分ける制度を廃止する¹⁾。」と定めた。小学教育の5年一貫制が決定されたわけは、「初等学校の修学年限を6年とし、これを二つの級に分けるという方法は、広範な労働人民の子女が完全な初等教育を受けるのを困難にしている²⁾」からであった。1951年の全国小学校の在学学生総数のうち、6年の完全な初等教育を受けているものは、わずか10%にすぎなかった。したがって、当時の在学学生総数の90%の生徒は不完全な初等教育しかうけることができなかった。しかも「4年制の学校の多くは農村にあり、このために都市と農村の労働人民の子女の教育を受ける機会是不平等であり、それは農民にたいする一種の蔑視である。現有の小学制度はもともと複線型の性格をもっていて、労働人民のために計画されたものではない³⁾。」このように、小学教育の5年一貫制は従来の小学制度の複線型すなわちその階級的性格の批

判から決定されたものであった。

しかし、5年一貫制の決定は、すべての小学校に5年一貫制を採用させようとして、民営学校運動の発展を停滞させ、それを後退させた。なぜなら民営学校運動は4年制小学によって教育を普及してきたからである。この決定は5年一貫制という高い教育水準を民営学校に求めてその発展を妨げ、また民営学校を公立化することによって5年一貫制を実現しようとした。さらにこの決定は、農村の既設公立小学を合併することによって5年一貫制を実現しようとした。このようにこの決定は5年一貫制の小学による教育の機会均等を主張したにもかかわらず、実際には、その実現を保証するだけの教育費・教師・教材を欠いていたために、反対に教育の普及を停滞させてしまった*。

* 「学制に関する決定」は、初等学校について大きな誤りをおかしたが、学校教育の労働人民への開放という点では画期的な決定であったことは否定できない。「わが国従来の学制(各級、各種の学校の系統)には多くの欠点があるが、その最も重要なものは、労働者・農民の基幹要員の学校、各種補習学校および訓練班が学校系統のなかで当然占めるべき地位をもたないことである。」

- 1) 「学制にかんする決定」(文部省調査局監修「中華人民共和国教育法令」所載)。
- 2) 同上
- 3) 「人民教育」1951年10月号。

として、まず初等教育には「青年および成人の初等学校」として、(1)進学のためをもたなかった工農基幹要員を主とする工農速成初等学校、(2)労農および青年、成人のための業余余暇初等学校、(3)文盲一掃を目的とする識字学校(識字班、冬期学校)を指定し、学校系統の小学教育と統一的に把握した。中等学校も初等学校と同様の構成をもち、初級・高級技術学校を正規学校として中等教育のなかに位置づけ、既に指摘した多線型の構想を継承していた。

この決定の以上のような非現実的性格のゆえに、この決定はそれの実現を官僚的な教育行政によって強行していかざるをえなかった。この決定にしたがって、1952年3月に公布された「小学暫行規則(草案)¹⁾」は、土地改革時代の民営学校運動と、郷村による小学教育行政をなら継承することなく、中央統制の教育行政による教育建設の公立学校方式を強くうちだした。

「小学暫行規則(草案)」は「小学校は公立たると私立たるとを問わず、すべての県・市人民政府教育行政部門が統一して指導する。機関、団体、学校、公営企業の経営する小学校の人事、経営などの日常運営事項は設置者が指導する。」(第14条)とした。ここでいわれている団体の経営する小学校とは、民営公助小学のことであるが、この小学が機関や公営企業の経営する小学校と同様に見られているということは、「小学暫行規則(草案)」が民営小学を正しく認識していなかったことを意味している。なぜならば、民営学校の経営団体である農村の大衆団体が、機関および公営企業と同等の経済的、社会的組織ではなかったからである。その大衆団体が、それらの社会主義的組織と同等の組織となるためには、少くとも半社会主義的経済に立脚する農業生産協同組合となるか、社会主義的経済に立脚する人民公社にまで成長しなければならない。したがって、本規則は当時の民営公助学校を機関立、公営企業立学校と一括してしまうことによって、民営公助学校を完全民営とし、民営学校に高い教育水準と経営規準を要求した。このために、民営学校の設立は実際的には不可能なものとなった。かくて、正規学制は、大衆路線にもとづく教育建設の一方式である民営学校方式

を排除していった。

民営学校の積極的育成による小学教育の普及方式を放棄した教育行政の官僚主義的性格は、民営学校の設置要求を審査する規準のなかに典型的にあらわれている。民営学校の設置はつぎのような条件をみたさなければ許可されなかった。その条件とは、(1) 教師は一定の文化水準をもち、政治思想に欠陥のないこと、(2) 十分な生徒数をもち、4学級以上の学校であること、(3) 国家の統一的な教育計画にしたがって教授を進めること、(4) 公立学校の近辺に設置しないこと、(5) 2年間の経費があらかじめ集まっていること、(6) 校舎規格に合っていること*、などである。

* 校舎規格の官僚的、非現実的な一例として「小学暫行規則(草案)」第43条をあげておく。「小学校は堅固で使用に適する安全な校舎をもたなければならない。教室の建築は南向き、または東南むき、左側から採光し、光線が十分で、場所の広い平家建てを原則とする。なお、必要な学校用具、教具と体育、衛生関係の各種設備および適当な学校用地と学校農園をもたなければならない。」この校舎規格を機械的に当時の民営学校にあてはめたとしたら、多くの民営学校は校舎規格の点だけですでに正規の学校とされなかったであろう。

第2表 小学教育生徒数

年 度	小学生 徒 数 総 数 (人)	1949~50 年を100 とした比	解放前最 高を100 とした比
解放前最高	23,683,492	—	100
1949~50	24,391,033	100	103
1950~51	28,923,988	119	122
1951~52	43,154,440	177	182
1952~53	49,766,114	204	210
1953~54	51,504,321	211	218
1954~55	51,240,000	210	212
1955~56	53,126,000	213	224
1956~56	63,000,000	258	266

(新島淳良著「中国の教育」p.241)

註 小学教育の普及率についての資料はないが、小学教育学令児童数は約1億人であるから、在学生総数と対比することによってその普及率をほぼ推定できる。

1) 「小学暫行規則(草案)」(同上「中華人民共和国教育法令による」)。

第3表 民営小学生徒数の小学生総数にたいする比

1950年	23.5%
1951	34.1
1952	29.03
1953	3.8
1954	5.0
1955	6.7
1956	6.0

(「人民教育」1957年6月号)

しかし、小学教育建設は、第2表、第3表が示しているように、1951年下半年から1953年にかけて、当時の経済のめざましい復興に裏づけられ、公立学校方式、民営学校方式の両者によって発展していった。それにもかかわらず、第2表、第3表が示しているように教育建設は1953年から1955年にかけて停滞し、とくに民営学校がいちじるしく後退しているのは、5年一貫制の小学教育を推進した教育行政措置のためであった。さらに厳密に言えば、それは教育行政のなかにあらわれた「正規化思想」のためであった。大衆路線による教育建設の一方式である民営方式を否定する正規化思想は、公式学校方式による教育建設に大衆路線を導入しなかったからである。

公立学校だけによる教育建設という方針は、法令や決議としてあからさまに主張されなかったが、学校経営に大衆路線を導入しようとはせず、学校財政をただ国家財政に依存させて、教育を普及しようとする主張は、当時の文献にしばしばあらわれた教育行財政の思惟様式であった。

たとえば、新民主主義教育と社会主義教育の差異を論じている一文献は、社会主義教育の特徴の1つをつぎのようにのべている。「経済の根本的好転にしたがって、国家はいっさいの学校をひきつぎ経営する。外国資本の学校や私立学校をまず接収しているのは、学校の国有化をじょじょに実

現していることである¹⁾。」(傍点引用者)このような主張は、「すべての小学教育の完全な統一という思想をふくむ教育財政²⁾」を要求し、学校教育の国家請負主義、教育費の全額国庫負担、小学教育の義務化を求める思想を広め、民営学校はもちろん公立学校の民営的性格すなわち大衆路線を否定した。

このような正規化思想は、県・市による小学教育行財政を中央統制的なものとし、郷村に学校教育の指導権を行使させようとはしなかった。第3図の教育行政系統図のなかの、郷村の文化教育委員会は事実上、まったく無視されてしまった。また、正規化思想は、さきあげた東北区、湖北省などの「教育委員会」のような学校経営委員会を許可せず、わずかに父母委員会だけが許可されたということにもあらわれている。民営・公営にかかわらず、学校経営組織は学校の経営に大衆の積極性を吸収し、それを組織する機関であったのに、それを軽視したということは、公立学校における大衆路線を否定したということでもあった。

このような5年一貫制の公立学校による小学教育の正規化は、重工業を重点的に発展させることを目的とする国家経済に直面し、予期していた教育予算の増額もまったく期待できなくなり³⁾、そのうえ学校設備、教師養成、教育課程編成などの準備不足が重なったために、早くも2年後に坐折し、もとの4.2制の小学教育に後退せざるをえなくなった。

4.2制への後退を指示している、53年11月に公布された「小学教育の整備と改善にかんする指示」は教育の質的向上と量的発展の問題を論じ、2部制、夜学、機関、公営企業による学校経営、公営民助、民営学校を奨励した。「わが国の経済発展の不均衡なことから、小学教育の発展も均衡がとれていない。われわれは異なった情況に応じて、多種の学校形式を採用し、異なった要求を提

1) 「人民教育」1953年6月号、王鉄：「新民主主義教育と社会主義教育とのあいだに性質上の差異があるか」

2) 「人民教育」1957年6月号、東林など「どのようにしたら大衆経営の学校の方針をつらぬくことができるかについてこころみにのべる」

3) 1951年の教育費は全予算の7.05%であり、1956年のそれは7.14%であった。そのあいだもほぼ同じであり、第1次5ヶ年計画期間のあいだほとんど教育費は増額されなかった。

出して小学教育を実施しなければならない。全国の小学校の画一整備が要求されたとしても、それは不可能なことである。今後はまず都市小学、工鉱区小学、農村完全小学および中心小学を完備することに重点をおかなければならない。農村にあっては集中した正規の小学校のほか、分散した不正規の小学、たとえば半日学級、早朝学級、夜学を開くのもよい¹⁾。」とした。

ところが、民営公助、公営民助、学校の多様性を主張したこの指示は、それらの実現に必要なかつ不可欠な学校経営組織の強化と教育行政の地方分権化についてはなんらふれることなく、むしろ教師の大衆工作的な活動を極度に制限し*、学校を大衆運動から分離させる政策を強化し、学校の教育活動を全国統一の教育計画と教育内容にしたがわせた。そのために民営公助、公営民助の方針は、当時、各地域を波状的に襲っていた全国的な運動である土地改革運動、抗米援朝運動、協同組合運動とむすびつくことなく、それらの学校をほとんど設置することができなかった。

* 学校経営組織が弱体化され、郷村の学校にたいする指導権が許可されていなかったために、学校と大衆運動との関係を調整する組織が各地に存在しなくなるにしたがって、大衆運動が学校教育を混乱させ、学校機能を停止しがちであった。そのために、教師は大衆運動にかりだされ、生徒を十分に教えることができなかった。いわゆる、教師生活の「六多三少」の現象というのはつぎのことを意味している。「六多」とは 1. 教える学生が多すぎる、2. 民衆学校の授業が多すぎる、3. 兼職しなければならない大衆運動の仕事が多すぎる、4. 会議が多すぎる、5. 報告を書くことが多すぎる、6. 臨時の雑用が多すぎる、ということであり、「三少」とは、1. 学生を教える時間が少なすぎる、2. 休息・睡眠の時間が少なすぎる、3. 教師自身の学習の機会が少なすぎるということである。

このような状況にたいしてこの指示は、「授業は学校においてすべてに優先する中心任務であり、生徒の主要な任務は学習である。教師・生徒が社会活動や校内の授業以外の活動に参加する傾向をきよう正し、学校内における当面の混乱現象を克服し、教育活動を完遂し、教育効果をたかめ、教師と生徒の健康を増強するために、特に以下の規定を設ける。(1) 学校側の諸計画に支障をきたさないために、小学校の業務と学習は、教育行政部門で統一的に指導按配し、その単位およ

び団体は直接学校にたいして工作を割合でないようにする。(2) 教師が学期の期間中、校内外の社会団体活動に参加する時間は各人毎月12時間をこえてはならず、冬季、夏季休暇期間も全休暇期間の6分の1(休暇中の集中学習を含む)をこえてはならない。学生が学期期間中、校内外の社会団体に参加する時間は各人毎週一時間半をこえてはならない。(以下略)」と教師と学生の社会活動参加を制限すると同時に、単位地域の学校にたいする要求および指導を禁止した。

このような指示は、大衆路線にたたない公立学校制度のもとにかぎり、一応正しい方針であったといえるであろう。しかし、それは、すでにのべた学習共同体の中核としての民営学校の原理に対立する学校観によって主張されている指示であり、民営公助のみならず公営民助を促進させる原理にも反する指示であった。

ここでつけ加えておかねばならないことは、中国における学校教育の混乱現象は、ソヴェトにおいて学校死滅論によってひきおこされた混乱現象とは本質的に異なるものであるということである。中国においては学校死滅論は主張されなかった。その混乱現象は、中心運動と学校工作とのあいだにたえず正しい関係をうちたててきた大衆の学校経営組織を解体させたことに根本的な原因をもつ現象である。自己のうちにたえず大衆教育運動を展開している学習共同体としての郷村大衆による学校経営を否定することは、たとえ公立学校といえども、中国革命における学校の本質的な性格である民営的性格を否定することであり、中国における公立学校を近代公教育の公立学校観にしたがって経営することである。したがって、学校を学習共同体から断絶させようとしたあらゆる政策と実践は、中国革命における学校の本質的な性格をかえりみなかった「正規化思想」によって導かれていたといえる。

このように、この指示が学校教育を学習共同体としての地域から遊離させ、学校教育を中央統制的な教育行政に従属させたために、学校教育はその教育実践を現実的な、感性的なものにしてきた地域との結びつきをたつてしまい、老解放区以来の教育のリアリズムを推進してきた、教育と生産労働の結合をたちきってしまった。このために、学校教育は生硬な教育内容を注入する授業に停滞しがちであった。

ところが、他方、高等・中等教育は第1次5ヶ年計画にしたがって発展し、質的にもその内容を充実していった。そのために、小学生・中学生の

1) 「小学教育の整備と改善にかんする指示」(同上、教育法令集による)

学力が上級の学校の要求にできていないということがしだいにひどくなりはじめた。たとえば、1953年度の北京市の高級小学卒業生の初級中学入学試験成績は、平均点数で合格点である60点に達しなかったものが応募生徒数の約51%にのぼったほどであった。このために、1953年6月には「北京市における中・小学教育の質的向上にかんす決定」が、同年8月には「各地の中・小学教育を実質的に向上せしめることにかんする通報」が公布され、教授内容の向上を標榜したが、過大学級、学級形式の多様さ、教育内容の（教科書）の散漫さ、散漫な教育内容の過重さ、その非現実性、教育方法の粗雑さ、教師の水準の低さ、「学校指導局」（県教育科の一部門）、教育行政部門の指導が全学校の教育実践に浸透しないこと、とくに教授面にタッチしないことなどの数々の中国教育の水準の低さが質的向上の指示とは逆にあらわれ、質的向上を標榜することによって生徒の課業負担過重、課外補習活動の過重、試験過重という現象をおこしてしまった*。

* 一部の学校はさらに教科書と指導要領の範囲をこえて教育内容を過大に補充し、生徒の理解、無理解にかかわらず授業のテンポを速めたり、授業時間を増加したりした。ある地方では規定時間よりも毎週5～10時間も多く授業している学校が数多くあった。

「1954年秋以降、児童生徒の負担をいっそう重くした原因は、一部地区の教育行政機関が教育の質を向上させるための指導思想に誤りがあったからである。……負担過重は非常に悪い結果を生んだ。すなわち、児童生徒の心身の健康をそこね、政治・思想教育を弱めた。また、過重負担によって児童生徒はただ受動的に作業や試験に対処することに追われ、棒暗記することに追われるばかりで、学んだ知識を復習し、強固にする時間がなく、これを消化・運用することができず、ひいては知識の真の向上もはばまれている¹⁾」といった状態を生みだし、かくて公立学校は重大な危機に直面した。こうしたことは教育課題の再編成、教材の再吟味、教授法の再検討、教育行政部門の指導の強化などをおしすすめた。しかし、これらも

順調に進まず、逆に、従来、生産労働とともに中国教育のリアリズムの一環をなしていた政治課を1955年には廃止するといった結果を生むにいった。

しかし、この過程で教育計画、教育内容はしだいに改善されはじめた。政治課の廃止といった現象が起ったのは、教育計画、教育課程の面においてさえも、教育と生産労働・政治・実際との結合を否定しようとした正規化思想が、教育改善に乗じて、その目的を達したからである*。

* この時期の公立学校教育の内部における改善は、教育を現実的なものにしようとする立場と正規化思想の立場とによってすみめられた。これら二つの立場はその改善において基本的に対立しあうことなく、葛藤しあいながら教育の改善をおしすすめた。この時期の教育の改善を、大衆路線にたつ教育建設とそれを否定する正規化思想の両面から分析しつくすことはきわめてむづかしいことであり、それをなすためには、また別の論文が書かれねばならないだろう。しかし、当時の改善はその政策面においても、また実践面においても大衆路線にたつ公立学校教育を発展させていった。

第4表 各級学校卒業生の進学率

年 度	高等教育（大学専門学校）入学生数と高級中学卒業生の比	上級学校進学者数と初級中学卒業生の比	高級小学卒業生の進学率（%）
1953	1 : 0.68	1 : 1.28	29.74
1954	1 : 0.73	1 : 1.71	37.09
1955	1 : 1.08	1 : 2.28	40.50
1956	1 : 0.83	1 : 0.97	49.84

1957年5月「人民教育」

（註）高等教育入学者数、上級学校進学者数には業余学校、労農速成学校からの進学者数が含まれている。高等教育を除いて、各級学校とも定員超過であり、とくに高級小学卒業生の進学率の低率は初級中学進学競争率の激しいことを示している。初級小学卒業生の高級小学進学率は明らかにされていない。初等学校生徒総数と中等学校生徒総数の比が12 : 1であった（1956年当時）ということは両者の不均等を示してあまりあると同時に、初級小学から高級小学への進学率がいかに低かったかを暗示している。

こうした状況にくわえるに、第4表が示しているような、上級学校への進学率の低率が子どもに入学試験競争を強いたために、いっそう学校教育

1) 1955年7月公布の「中小学児童生徒の負担過重の軽減にかんする指示」（同上教育校法令集による）。

は非現実的なものとなった。このために、「心を労するものは人を治め、力を労するものは人に治められる」「すべてのことはみな下等で、ただ読書だけが高尚である」といった中国伝来の封建思想が、中・小学生のあいだに立身出世思想を広め、肉体労働を軽視し、進学できなければ、幹部になれぬ、駄目な人間になるといった思想となって現れた。そのうえ、父兄さえも競って子どもに入学試験勉強を強いる現象をひきおこした。

こうした公立学校の非現実的な教育は55年に至って全国で小学生510万人、初級中学生14万人の退学者をだすにいたった。この現象は、一面では当時の生産力がその多くを人間の労働力に依存していて、児童労働さえも欠くことができなかったことにその原因をもっていると同時に、他面では大衆の公立学校にたいする不信をあからさまにものがたるものであった。小学校の退学者510万人は当時の小学生総数の1%にすぎないが、55年から56年の小学生総数の増加数、約189万人をはるかに上まわる人数であった。また、初級中学退学者数14万人は、初級中学生総数の約3%ないしは5%である。この事実、正規化思想を温存させている正規の公立学校教育による教育建設が完全に限界点に達していたことを如実にものがたっている。

こうした教育建設にたいして、中国共産党中央委員会は1954年4月に「高級小学と初級中学の卒業生の生産労働への従事にかんする宣伝綱領」を発表した。本綱領は、教育と生産労働の結合はすべての学校系統に貫徹すべき教育原則であることを主張し、肉体労働と精神労働を結合した、全面的に発展した建設者の養成を教育の目的とすべきことを主張したが、それらの具体的措置としての卒業生の生産労働への参加（都市には進学できないまま、「浪人」している多くの卒業生がいた）や生産労働課の増設の要求はともに、一部の妨害にあって実現されなかった。それは、本綱領が当時の教育問題の核心を一応つきながらも、中等教育が幹部養成機関になっていて、大衆の教育となっていない問題、民営学校による中・小学校教育の普及の問題、大衆の学校経営への参加なしに教育

と生産労働の結合は完全に果し得ないという問題、公立学校による教育の正規学制化の是非の問題などが、教育と生産労働の結合という原則をめぐる一連の問題であると把握することができなかったからである。

学校の労農子女への開放を標榜して出発した公立学校による正規学制化の過程は、以上において見てきたように多くの政策がたえず逆作用をひきおこすことによって公立学校の内部崩壊をひきおこし、教育の普及を停滞させ、労働子女への学校の開放さえも十分に実現することができなかった。そして教育実践それ自身も生産労働、政治、実際から遊離し、知識偏重の教授に陥ってしまった。当時を反省して、ある教育行政部員は次のように述べている。

「この(民営学校による教育の普及一訳註)問題は本来54~55年に提起され、そのうえ解決されるべきであったのだ。あのとき既に多数の中・小学卒業生が進学できなかったために一つの社会問題になっていた。ただし、あのときわれわれの思想が鋭敏ではなかったために、またわれわれの頭脳が鈍重であったために、ただ既成の教育の範囲で転々とするばかりで、どうしてもその範囲を跳び出して問題を解決しようとしなかった¹⁾。」と自己批判しているように、もはや教育建設方式を根本的に改めなければならぬ段階に達していた。

2 民営小学による正規化思想の克服

公立学校方式による教育建設のなかであらわれた正規化思想の実体は、1955年からいちじるしく発展していった農業協同組合を背景とする大衆組織による民営学校の是非をめぐる対立によって暴露されていった。

1952年までに、老解放区では農民の65%以上、新解放区ではその25%以上を組織していた800万の農業互助組は、1954年8月までには農家総数の60%を組織する互助組と生産協同組合へと発展した。また、1954年8月までに、組合数10万にすぎなかった協同組合は、1955年7月には65万をこえ、1956年12月には190万にのぼり、1957年にはほぼ農業生産の半社会主義化を完成し、高級農業生産協同組合へと発展し、1958年の人民公社への

1) 1958. 3. 25の「教師報」による。以下、日附だけのものは「教師報」をさす。

飛躍を可能にしていった。

中国農村全域に次第に協同組合的所有の経済機構が確立しはじめ、農村生産協同組合が発展しはじめたのを背景に、1956年1月に公布された「1956年から1957年までの全国農業発展要綱(草案)」は農村における教育の普及にふれて、「農村の小学校は基本的には農業生産協同組合が経営する*」ものとし、ふたたび郷村小学、農村小学の民営公助の経営方式をとりあげ、農業生産協同組合経営による「社営小学」として農村の小学教育が展開されるべきであると定め、農村公立小学の民営化を提案した。

* 「要綱」は文盲一掃を5年ないし7年間に実現し、各郷に业余補習学校を設立して農村の末端幹部と農民の文化水準を高め「各地の状況にしたがってそれぞれ7年ないし12年間に小学校の義務教育を普及する。」ことを明示し、はじめて小学教育普及の見通しが社営小学という学校経営方式からひきだされた。

しかし、正規化思想と官僚主義に毒され、民営学校を教育建設の特殊方式としていた教育行政部門は、公立学校1本の建設方式から民営学校方式の奨励と許可にむかわなかったし、また他方では「要綱」を官僚的に理解して、機械的に公立学校をまだ経済的、組織的に強固でない生産協同組合に移譲し、生産協同組合の実情を考慮せずに「社営小学」設立を強制した。ある郷では、学校経営の経験のない生産協同組合に8校の公立小学を移譲するほか、11校の小学校をあらたに経営させ、生産協同組合の経済を危機にさらした。だが、これには教育行政部門の官僚主義という理由のほかにも理由がなかったわけではなく、「小学校の義務教育を普及する。」と要綱が主張したうらには、農村では1戸あたり毎学期8元を負担すれば、第2次5ヶ年計画期間(1958~1962)中には小学義務教育は普及できると考える、大衆の教育要求の実情を配慮しない義務教育の思想があったからであると考えられる*。

* 「農業発展要綱(草案)」にも、前節で紹介した生産労働従事の「宣伝綱領」にも小学教育の義務化の主張が流れていたが、本「要綱(修正案)」以来、政府の教育方針に小学教育の義務化を要請するような主張が消えていく。これは、小学教育の

普及、義務化は大衆、大衆集団の意志にもとづいて実現されるべきもので、法的拘束力を伴う義務化の方向をとらない方針にかわったためであろう。

行政命令一本だけで執行された「社営小学」による教育普及の方針は、同年10月の「要綱(修正案)」では、「農村経営の学校は多種多様な形式を採用すべきであり、国家経営の学校を除いて必ず大衆集団による経営の学校をつとめて奨励し、私人経営の学校を許可し、それらによって小学教育を普及する。」というふうに改められ、従来の民営学校形式がふたたび採用された。一見したところ後退とも見える「社営小学」から民営小学への方針の転換は、それではなぜおこったのだろうか。

それは、端的に言って、民営を否定する正規化思想に毒されていた教育行政部門がこの新しい情勢にひどく立ちおくれたことと、かつて民営学校を公立化された農民大衆が容易にこの方針に従わなかったことのためである。「教育部」(文部省にあたる中央行政機関)は、教育建設に新しい機運のかもしれないとされてきた1956年をつうじて、民営学校設置にかんする方針を依然として提出しなかったし、それにかんする論陣さえもほとんどはろうとはしなかった。わずかに文化教育専門紙「光明日報」だけが民営学校についての論文数篇を掲載しただけにすぎなかった。他方、農民大衆のなかにも、「学校を経営しても政府は援助してくれない」「学校を経営しても政府がすぐに接収してしまう。」といった民営学校の経営を忌避する考え方が、誤った正規学制化のために根深くしみついていた。たとえば、湖北省応山県の報告によれば、当時、大衆のなかに「三不願」(大衆が学校を経営することを欲しない三つの態度)が根強くはっていた。「三不願」とは、まず地方郷村幹部は合作社経営を優先し、学校経営は「自分で風をつかまえて自分に咬ませるようなものだ」と思い込んで、複雑な学校経営を回避し、第二に父母は自分でわざわざ投資しても子どもの学力はのびないし、農村生活、農業労働にも役に立たない学校を忌み嫌い、第3に教師は郷村幹部や国家が民営学校を指導したがるのを見て、学費も集らず援助もなければ給料も貰えないにちがいないとし

て、民営学校の教師になることを避ける、この3つの態度である。

それにもかかわらず、民営学校運動はじょじょにふたたび発展しはじめ、教育行政部門の許可を得ることのできなかつた地方では、郷村政府、生産協同組合、郷村党委員会などの指導と援助のもとに「黒学」「暗寮小学」という愛称をもつ闇学校として発展していった。

1953年から1956年までの民営学校運動の総括が本「要綱(修正案)」の方針にしたがって、じょじょになされはじめた。

それは、山西省の代表的な8県の紹介から始まった。1956年の全国の小学教育の普及率がほぼ53%であったとき、山西省のなかでも教育の普及率の高かつた代表的な8県では、平均74.4%という高率を示し、なかでも清除県は83.39%とほぼ

第5表 山西省8県の民営学校の発展

年 度	山西省8県の民営小学生徒数 (人)	全国の民営小学生徒数の小学生徒総数に対する比(%)
1952	5.822	29.03
1953	12.551	3.8
1954	16.871	5.0
1955	24.533(14.67%)	6.7

(「小学教師」1956年終刊号、または「光明日報」1956.2.14)

註 1955年の14.67%とは山西省8県の民営小学生徒数の山西省8県の小学生徒数に対する比率である。

普及完成に近かつた。しかも、この8県では、第5表が示しているように、全国では民営小学が減少の一途を辿っているのに反して、着実に増加していった。それでも、「1952年の民営小学がたいした比重をしめていない原因は、主として民営小学を接収し、ある程度、大衆の学校経営にたいする積極性を挫折させたために、この一年は民営学校が縮小した¹⁾。」と述べている。

ところで、この山西省8県の民営学校運動はつぎのようにしておこなわれていた。民営小学の財政的基礎は「学校へ行くものが学費を出す」方式と、郷村農業税の6%の附加税によっていた。経

費の調達、支給には学校経営組織があたり、学費の標準額については父母と共同研究して決定し、教師の学費徴収、学校財政についての心労を取り除いた。教師の福祉費と医療費は給料とは別に県が統一支給するため、一部を県に預けて教師の生活を保証する以外は、すべて銀行、信用合作社、農業合作社に預金し、随時に管理機関の必要に応じて支給された。また6%の附加税は郷人民委員会が公糧徴収と同時に徴収し、一定の比率で学校経営組織に振替え払いで支給された。学校経費のうち教師の給料、事務費、光熱費を除いて、教育設備、修繕改築費はあくまでも学校経営組織の討論と批准により決定され、学年末に残った金額については大衆討議によってその運用方法が決められた。その結果、一般に民営学校の財政は公立学校とほぼ等しくなり、ある民営学校では教師の給料が公立学校よりも高くなつた。

かくて学校経営組織と地方郷村政府は「民営学校で教えることは公立学校で教えることとどうてい及ばない。」といった教師の公立優先、民営軽視の考え方を財政的な側面で完全に拭いとつた。山西省8県の経験は度々くりかえしてきたように、中国大衆の伝統的な「資金を集めて学校を運営する」方式を組織する学校経営組織の重要性と、それを支持する教育行財政の地方分権化の重要性をあらためて確認させるものである。

山西省8県は、正規学制化のために起つたところの大衆の学校経営にたいする消極的な態度を克服するために宣伝教育を重視した。「宣伝に際しては広く基層幹部(郷、村、街などの政府、協同組合、党委員会の幹部——訳註)と大衆に、民営の方針および小学校教育の発展と、社会主義工業化、農業の社会主義的改造との関係を明確に理解させ、1952年に政府が大量の民営小学を接収し、経営したために、広大な基層幹部と大衆のなかに生れた思想、すなわち、教育の普及は比較的長期のあいだ解決することのできない問題であるにもかかわらず、国家経営、国家請負による解決を待とうとする消極的な思想を変転させ、大々的に大衆の学

1) 「小学教師」1956年終刊号、または「光明日報」1956.2.14

校経営にたいする積極性を啓発した¹⁾。」生産協同組合運動をふたたび学校経営運動と結びつけることによって大衆の学校の経営にたいする積極性をひきだす方法は、過去の民営学校運動とまったく同じであった。

しかし、農村に成立しつつあった社会主義体制は、民営学校に以前とは異なる援助の手をさしのべた。それは、第1に、郷長、郷党委員会書記による校長兼任と政治課の担当、農業技術員や老百姓による農業常識課の担当であった。学校教師が専職の教師だけによって構成されたのではなく、社会主義的な政治と生産の各専門分野の理論と実践を兼ね備えている兼任教師によって構成された。それは民営学校教師の水準の低さを補足し、学校教育に現実的な教育内容を導入し、知識偏重に陥っていた学校教育を生産・政治・実際に結びつける役割を果しはじめた。第2に、学校経営組織が拡充され、生徒の父兄だけによって構成されるのではなく、郷長、郷党委員会書記、生産協同組合幹部、農業技術員、老百姓、さらに近辺の公立学校の教師や校長などによって構成された。かくて学校経営組織は学校財政にかぎらず、教育実践にも指導と助言を加えていった。それは、民営小学にかんするかぎり、次第に教育経営全般の指導・助言・調整をはかる組織となっていくた。しかも民営学校と公立学校との結びつきは、従来のように民営学校教師を孤立させないで、公立学校の教育実践、公立学校教師の学習組織に加わらせた。

このような実践によって民営学校設立の機運が次第に高まっていった。民営学校教師の給料についても、56年7月「1956年全国普通教育、師範教育事業の給与改訂にかんする指示」が公布され、「私立、民営の中、小学、幼稚園の給与は原則として統一的な制度と基準にもとづいて支給されるべきである。」と定め、民営小学教師の待遇が公立小学教師よりも悪くならないように県市は援助するべきであるとしたが、この指示は逆に民営学校教師の給料引上げ問題を誘発させ、農民の負担と政府予算の増額に結果したため、12月その修正指

示として、「私立、民営学校の給与増額は実際の情況から出発して定めるようにし、むりに公立学校と同じようにしようとするべきではない。給与増額に必要な経費は私立・民営学校の経費の財源を増加させることによって解決をはからなければならない*²⁾。」とあらため、その結果は学校経営組織の拡充の重要性の再確認をもたらした。

さらに、従来民営学校教師が教職員組合から疎外され、民営学校生徒が共産主義青年団、少年先鋒隊（中国のピオネール組織）から疎外されていた事情が改められ、教師の組合参加と、隊・団・党の民営学校内での組織確立が主張されはじめた。かくて民営学校は政治的にも財政的にも次第に公認されはじめ、かつ水準を高める道を開いていった。

* 給与改訂にかんする指示も農業発展要綱も1年以内に修正されていることは、行政機構全体が中央統制のために硬化状態におちいりつつあったことを意味しているものとして注目される。こうした行政機構の官僚主義的傾向を超克するために1957年第2次整風運動が展開される。

民営学校設立がふたたび寺小屋式の学校から出直しはじめたと同様に、公立学校内に民営学級を設置する動きが出て来て、従来の完全公立、完全民営と画然と区別する方針が実践のうへで修正されはじめた。たとえば「脱靴」といって、公立小学の低学年を民営学級にして、その公費で高級小学を設置したり、「戴帽子」といって、初級小学に民営の高級小学をつみあげたりした。さらに「安領」といって、公立学校の校長、教師を民営学校に派遣して授業を担当させ、給料は従前通り公費で支払いながら、民営学校教師の教育実践と学習を指導、援助させた。また、生活水準の高い平地・河区の公立小学を民営化し、その公費で教育普及のおくれている山区、農業地区に公立学校を設立する方式が用いられた。

こうした56年の手さぐりのような教育実践の理論的研究が発表されはじめ、正規化思想にたつ教育行政の再検討に向いはじめた。教育行政は教育内容・学校管理の地方性を重視すべきであり、そ

1) 「小学教師」1956年終刊号、または「光明日報」1956.2.14

2) 新島淳良「中国における義務教育」(中国資料月報, No.107)

の地方性は教育の統一性のもとにおいて位置づけられるべきであるとした論文は、教育の統一性とはなにかという問題を提起した¹⁾。教育の統一性とは教育の形式や実態ではなく、教育の目的にかんするものではないかという疑問を投げかけ、統一性そのものに光をあてるべきだと主張した。1957年2月の毛沢東講話にもとづく「百花齊放・百家争鳴」は教育行政部門の官僚主義を明らかにしていった。

・ 民営学校についても、正規化思想が「大衆自身の経営する学校は不正規の学校であり、教育質量に悪影響を及ぼす。」と主張したが、老解放区以来の民営小学は、正規化思想派の非実践的な非難、すなわち、(1) 大衆が学校を経営できるはずがない、(2) 教師の政治性と教育実践の水準が低い、(3) 組織形式が繁多であるために児童の学習時間を保証できないという非難を、長期にわたって学校経営組織の拡充によって克服してきた。「してみると、大衆が学校を管理できるはずがないとする考え方はあきらかに主観主義である。実際は公立小学も民営の精神を貫かねばならない。このように学校と大衆との距離を短縮することができれば、政府だけが学校を経営するのにくらべて実際にうるところが多い²⁾。」大衆路線にたつ教育建設によれば、一般の学校教育の質は低くなるかもしれないが、それはあくまでも一時的な現象であり、社会主義社会の建設という見通しのもとに正しい指導と経営が展開されれば、民営学校は極めて早く向上するものである。教育の普及についても、「字を知っているのと知らないのとどちらがよいか」「文化のあるのとないのとどちらがよいか³⁾」という大衆の教育要求から、教育建設の原則がひきだされるべきであって、公立学校による正規学制化をもって大衆の教育要求を抑圧すべきではないという主張がなされ、小学教育における正規化思想の批判が展開されはじめた。

1957年、第2次整風運動が広がるにつれて、一方では公立小学は次第に「社営小学」にきりかえ

られ、他方では「社営小学」が数多く設立された。その一例として、甘肅省武山県は57年末の小學生のうち社営（および社営公助）小學生徒は56.64%、公営民助小學生徒は17.1%、公立小學生徒数は24.24%をしめ、小学教育の普及をほぼ完成した。しかし、小学教育の公立学校による正規化を推進した、幹部人材養成としての中等教育を革新することなしには、正規化思想を完全に克服することができなかった。

3 「^{たいまおず}戴帽子」中学の発展と民営職業中学の発生

1955年～1956年にかけての工業、農業の生産力の飛躍的な発展は、高等教育、中等教育の拡充を要求した。この要求と第1次5カ年計画超過完成という要請とがからまりあって、高等・中等教育に異常な発展をもたらした。そのために、第4表に示されているように高級・初級中学は、ともに高等教育、高級中学の募集人数をみたすことができなかった。とくに初級中学の発展の遅滞はひどかった。しかも、当時6,000校しかなかった初級中学の2/3が都市に集中していたために、初級中学は、農業生産協同組合が必要とする大量の農業下級技術員の養成という課題を解決することができなかった*。しかも、都市では、中等教育の普及の遅滞のために、依然として入学試験競争がはげしく、それはなおも立身出世思想を生徒と父兄のあいだに広めていた。そのために、中等教育、とくに初級中学の発展は焦眉の急務となった。

* 農業下級技術幹部の要請の一例をあげておく。

江蘇省では「生産大隊ごとに1人の初級技術員を配置するとしても、全区で25,000人が必要であるにもかかわらず、現在にいたってもまだ477人であり、しかも大部分が区、県に集中している⁴⁾。」

こうした情況のなかで、大衆は初級小学のうえに高級小学を、高級小学のうえに初級中学を戴帽子（つみあげて）ゆき、56年末には戴帽子中学が2,000余校、57年5月までには3,000余校も設立されていった。同時に、卒業できても進学できない

1) 「人民教育」1956年5月号、「教育の地方性と統一性」

2) 「人民教育」1957年6月号、「小学教育の2つの路線」

3) 「人民教育」1957年6月号、「どのようにしたら大衆経営の学校の方針をつらぬくことができるかこころみにのべる」

4) 「教師報」1958. 3. 25

者の教育機関として、卒業生補習班が各地に、各小学校内に続々と組織されていった。56年末から57年初頭にかけて、「教師報」は戴帽子中学の是非をめぐって激しい論争を展開した。

戴帽子中学の反対派は、つぎのようにそれを批判して、戴帽子中学を正規の学校と認めようとしなかった。戴帽子中学は、小学低学年を民営学級にしたり、小学高学年を2部制にしたりして、小学校の教室を使用しているが、それは小学校の校舎の増額や、教師と教育費の増加をおこなわないために、小学校長や教育行政部門に面倒をかけている。ところが、戴帽子中学はそれにもかかわらず中等教育の名に値しないほど質的に低い学校である。また、大衆自身「初級中学をつみあげるのは賛成だが、そのために小学教育を弱体化するのは反対である」と主張しているように、その主旨には一応は賛成するが、小学教育を弱体化してまで、中等教育の名に値しない戴帽子中学を設置する必要はないとした。

これにたいして、賛成派は、戴帽子中学こそ年来の教育制度上の最大の欠陥である初級中学を、社会主義建設の原則である「より多く、よりはやくよりりっぱに、よりむだなく」発展させる方式にしたがって建設する革命的な方式であると高く評価し、それを正規の学校とした。賛成派は、反対派が指摘しているような問題が起るのは、「戴帽子中学のやり方それ自身にあるのではなく、教育部がどのような条件のもとで戴帽子学校を開設すべきかを指示しなかった点にあり、初級中学を附設する小学の選択にあたっては盲目的であった¹⁾」こと自身に、つまり教育行政部門の指導性の欠如に由来するものであるとして、反対派の中心であった正規化思想派を批判した。

1957年3月末の第3次教育行政会議は、民営学校による小学教育の普及を提唱するかたわら、戴帽子中学の是非についてつぎのような討論をおこ

ない、戴帽子中学に正規学校の資格を与えた。

戴帽子中学の長所は、家庭と学校の距離が近く、農村青年が都市の初級中学に遊学することから起る農業生産蔑視、肉体労働蔑視の思想を生れさせず、学校を生産労働に結びつける新しい学校形式であり、しかも学校にたいする家庭の財政的負担を軽減するところにある。正規化思想派が戴帽子中学は都市公立中学とくらべて質的に低いと非難しているのにたいして、湖南省代表は、亜熱帯から亜熱帯までの広大な農業地域に分散している農村の初級中学教育を都市の初級中学教育の基準でもって拘束することはまったく現実的ではないと反論した。「なぜなら第1に広大な農村の教師たちの質は低く、第2に都市学校の教育内容は農村の需要に適していないからである。この2つの面からこそ、農村の『戴帽子』学校の標準を定めるべきである²⁾。」湖南省代表のこのような正規化思想への反論につづいて、山西、河南、浙江などの省代表も、「農村中学および『戴帽子』学校の教育課程は農村に適当な、かつ融通のきくものでなければならぬ。語文、数学などの基礎課程は一定の水準を保障しなければならないが、農業生産の需要にしたがって『農業技術』科を増設し、物理・化学・生物などの教材は適当に改修しなければならない³⁾。」と主張した。戴帽子中学は、このように、公立中学中心の教育課程行政の画一主義を批判し、戴帽子中学にふさわしい教育課程の編成に着手するにおよんで、民営職業中学への道を開くと同時に、中等教育の教育課程全体の改造をひきおこしていった。

かくて、戴帽子中学の経営方針はつぎのように定められた。戴帽子中学には、一律に学校経営の規準を強いるべきではなく、各地域の条件に応じてもっとも便宜かつ適当な経営がなされるべきである。教育計画も各地の生産物と農繁期にふさわしいものとしなければならない。戴帽子中学は附

- 1) 「教師報」 1957. 3. 26
- 2) 同 上 1957. 9. 23
- 3) 同 上 1957. 3. 26

近の公立中学の一分校とし、所在の小学校長に分校主任を兼任させる。その学級は、初級中学・高級小学との単級制、ないしは初級中学だけの単級制とし、それによって教師人材の分散と浪費を防がなければならない。戴帽子中学が6ないし7学級になったとき、はじめて単独に分立させる。このように「一般的にはしだいに発展させ、個別的に調整をおこなう¹⁾」という方針が、戴帽子中学の経営方針として採用された。

かくて、「もし『戴帽子』学校の目的が農村のために、知識ある、文化的な協同組合員の養成であって、上級学校進学のためでないならば、当面の『戴帽子』学校の状況に満足する²⁾。」とされた。また、「とくに農村に適した中学校の発展、すなわち戴帽子中学の創設は、農村子女の入学を便利にし、そのうえ生産労働教育を推進した。これはわが国の学校を工農大衆に開放した、新しい創造である³⁾。」とされて、戴帽子中学は正規学校の資格を獲得した。

このように、農村むきの初級中学が公認されるにつれて、従来、公立初級中学と同一の教育計画と学校形式をもとうとしていた民営初級中学・民営業余初級中学・闇学校が、戴帽子中学と同じように、農村むきの学校となっていった。これらは、第1次5ヶ年計画期間末期の1957年下半年に、民営農業初級中学として農業生産と密接な関係をもつ教育計画をつくりあげていった。

たとえば、河南省のある民営初級中学は、生産労働に従事するかたわら学習する方式を採用した。農業生産協同組合は学生を組合員とし、「組合員労働手帳」を学生に渡した。学生は協同組合で働き、その手帳に労働日を記載してもらい、それによって学費を自分で作りだしていった。1957年10月の統計によれば、学生は1人あたり平均4～5労働日を果していた。したがって、学生は、学校が徴収する15労働日と3元の学費を自分の労働で支払うことができるようになった。「学費は学生の労働から」というスローガンにしたがって設立された、このような民営中学は父兄の支持を得

てめざましく発展した。1957年上半年期までの河南省新郷専区の公立中学、戴帽子中学が179校しかなかったのにたいして、民営初級中学は同年下半期だけで370校、420学級へと飛躍的に発展した。

これらの学校の授業時間は1日5時間であり、自習時間は3時間である。労働参加は組織的に学習時間外および休日・休暇になされた。教科については、国語、数学、農業基礎知識課、政治課を主なものとし、音楽、美術、体育を停止している。これらの学校はその郷村の協同組合の後継組合員を養成することを目的としているため、農業生産協同組合は、学校にほぼ1町歩の土地を与え、「試験田」として学校に耕作させている。「試験田」とは、農作物の改造、農業技術の改造のために実験的な農作をおこない、新技術を試験的に応用することを目的としている農地である。このため、「試験田」の農耕は農業技術普及員や有能な組合員によって指導された。このために、民営農業中学は農村の技術改革の中心となりはじめ、ますます大衆の支持を受けるようになった。

かくて、民営初級中学と戴帽子中学は、中等教育の建設に民営方式を導入し、中等教育を普及し、下級技術員の養成に応えながら中等教育を幹部教育から普通教育とすることによって入学試験競争を解決し、正規化思想を実践的に克服し、ふたたび教育と生産労働を結合することによって教育課程と教育方法を改善していった。

あとがき

1956年から1957年までの民営小学・民営中学による教育建設は、従来の公立学校のみを正規学校とする正規化思想を克服し、民営学校を正規学校として公認させると同時に、公立学校を公営民助学校とし、公立学校に大衆路線を導入した。

1958年に入るや、公立小学の農業生産協同組合経営の「社営小学」化が進み、小学教育行政の地方分権化がおこなわれた。さらに、人民公社の出

1) 「教師報」 1957. 3. 26

2) 同 上 1957. 9. 3

3) 同 上 1957. 3. 26

現にしたがって、多くの公立小学は、人民公社の経営する「社営」小学となっていった。

他方、中等教育では、民営初級中学と戴帽子中学が、「半日労働、半日学習」の民営農業、手工業中学として発展し、公立中学は「労働にはげみ、学習にいそしもう」というスローガンのもとに生産労働を正課とする公立学校へと脱皮した。また、民營業余中学も高級農業生産協同組合、人民公社によって数多く設置されていった。

かくて、普通教育の建設は民営方式と公立方式によって遂行され、中等教育は以上の3つの学校を正規学校とする多線型の学制として発展させられることとなった。正規学校とは、学校経営方法や学校形式によって決定されるものではなくて、「社会主義的自覚のある、文化のある労働者の養成¹⁾」(傍点一引用者)という毛沢東の教育目的にしたがうすべての学校であり、正規学制とはそれらの学校をすべて包括する制度をさすものであるとされた。

学校教育建設に大衆路線が導入されたことによって、教育行政は内的事項・外的事項にわたり地方分権化され、現在ではそのほとんどが人民公社に移譲されている。現在、各地でさまざまな教育改革が実験的になされているが、まだ、その成果は公表されていない。

1958年以後の教育建設は、小学教育の普及をほぼ完了し、初級中学の普及をもいちじるしく発展させた。民営学校についていえば、95万校の小学校のうち45万校を民営小学がしめるにいたり、また民営農業中学は6,800校に達し、さらに民営ま

たは地方立の大学が400校も新設されはじめた。

このような教育建設の飛躍的な発展を背景に、「中共中央と国務院の教育工作にかんする指示」が1958年10月に公布されたが、本指示は教育の普及の見とおしについてつぎのようにのべている。

「全国は3～5年間のうちに基本的に文盲を退治し、小学教育を普及し、農業生産協同組合は組合ごとに農業中学を普及し、学令前児童の大多数が托児所、幼稚園に入ることができるようにする任務を完成する。ほぼ15年のうちには、全国の青年と成人の自願し、条件のあるすべてのものが、高等教育を受けることができるようにする。われわれは、さらにほぼ15年のうちに高等教育を普及し、しかるのちにさらに15年のうちにその向上の工作に従事する。」

以上のような教育建設の発展と展望は、1957年の第2次整風運動、1958年に提出された文化革命・技術革命の方針とその実態との関連のもとで、しかも、さきあげた毛沢東の全面的に発達した労働者の養成という目的のもとにおいて検討されなければならない。また、その教育改革については、全面的に発達した労働者の養成という目的を実現するための教育と生産労働の新しい結合のあり方が、第2次整風運動と文化・技術革命との関連のもとにおいて考察されなければならないし、学校経営と教育行政の革新については、人民公社との関連のもとにおいて考察されなければならない。したがって、これらの新しい情勢のもとにおける教育建設と教育改革についてのべることは他日にゆずらねばならない。

1) 毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」